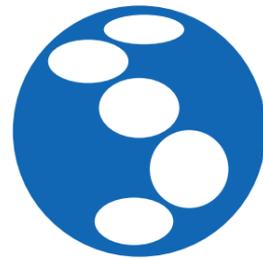


第三期 西海市教育振興基本計画

[平成29年度～令和8年度]

令和3年度改訂



発行／令和4年3月

西海市教育委員会

〒857-2301

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12

TEL 0959-37-0077(代)

FAX 0959-22-9011

Email 教育総務課 edu-soumu@city.saikai.lg.jp



西海市教育委員会



西海市教育方針

西海市教育委員会は、協働の精神を基盤として、心身ともに健康な市民の育成を期する。

特に、豊かな自然や文化を愛し、生涯にわたり学び続けることができる教育の里づくりに努める。

目 次

<u>はじめに</u>	1
<u>第1章 西海市教育方針について</u>	
1. 西海市教育方針の位置付けについて	3
2. 西海市教育方針及び解説	3
<u>第2章 西海市の教育の現状と課題</u>	
1. 本市を取り巻く社会状況	
(1) 少子化の進展	5
(2) 生活様式や価値観の多様化	5
(3) 高齢化社会の進展	5
(4) 高度情報化の進展	6
(5) 教育施設の老朽化の問題	6
(6) 国際化・グローバル化の進展	6
(7) 人類を脅かす感染症のパンデミックへの対応	7
(8) SDGs への対応	7
2. 本市の教育を取り巻く現状と課題	
(1) 学校教育について	9
(2) 社会教育について	10
(3) 家庭・地域の教育力について	11
(4) 望ましい教育環境について	12
(5) 文化芸術やスポーツについて	13
(6) 市民意識調査の概要について	15
<u>第3章 目指す重点政策</u>	
1. 基本的な考え方	25

2. 重点政策について	
(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の実現	26
(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進	26
(3) 市民総ぐるみで取り組む教育力の向上	27
(4) 安心して学べる教育環境の構築	27
(5) 地域を支える文化・芸術、スポーツの振興	27
3. 計画の計画の策定にあたって	28
4. 計画の進捗管理について	28

第4章 重点政策を実現するための施策

重点政策1

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

1. 能力や個性を伸ばす教育の推進	31
(1) 学力の向上	
(2) 特別支援教育の充実	
(3) 特色ある学校づくりの推進	
2. 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進	34
(1) 道徳教育の充実	
(2) ふるさとを学ぶ教育の推進	
(3) 読書活動の推進	
(4) 不登校等の子供への支援	
(5) いじめや差別のない学校づくり	
3. 健康で安全な学校生活の実現	39
(1) 健康教育、安全教育、防災教育の推進	
(2) 学校体育の充実と体力の向上	
(3) 学校給食・食育の充実	
4. 教職員の資質の向上	42
(1) 教職員研修の充実	
(2) 校内研究の推進	

5. 幼児教育の推進	44
(1) 幼・保・認こ・小連携の推進	
6. 働き方改革の推進	45
(1) 教職員の働き方改革の推進	

重点政策2

いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

1. 学習環境の充実	49
(1) 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備	
(2) 図書サービスの向上	
(3) 子供の読書活動の充実	
2. 公民館活動の活性化	52
(1) 公民館を核とした地域教育力の向上及びネットワークの整備	
3. 人権教育の推進	53
(1) 人権教育及び平和教育の推進	

重点政策3

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上	57
(1) 保護者への子育て支援	
(2) P T A 連合会活動への支援	
(3) 学校・家庭・地域の連携推進	
2. 青少年の健全育成	60
(1) 青少年関係団体の活性化	
(2) 青少年の体験活動の推進	
(3) 青少年を有害環境から守る取組の推進	

重点政策4

安心して学べる教育環境の構築

1. 安心して望ましい教育環境の実現 65
 - (1) 地域ぐるみの学校安全体制の構築
 - (2) 学校の適正配置の促進
 - (3) 放課後等の子供たちの居場所づくり
 - (4) 奨学資金制度の充実
 - (5) 就学支援の充実
 - (6) 市内高等学校の活性化支援

2. 安全で快適な教育施設の整備 71
 - (1) 学校施設の改修
 - (2) 学校情報通信技術の整備
 - (3) 教職員住宅の整備

重点政策5

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

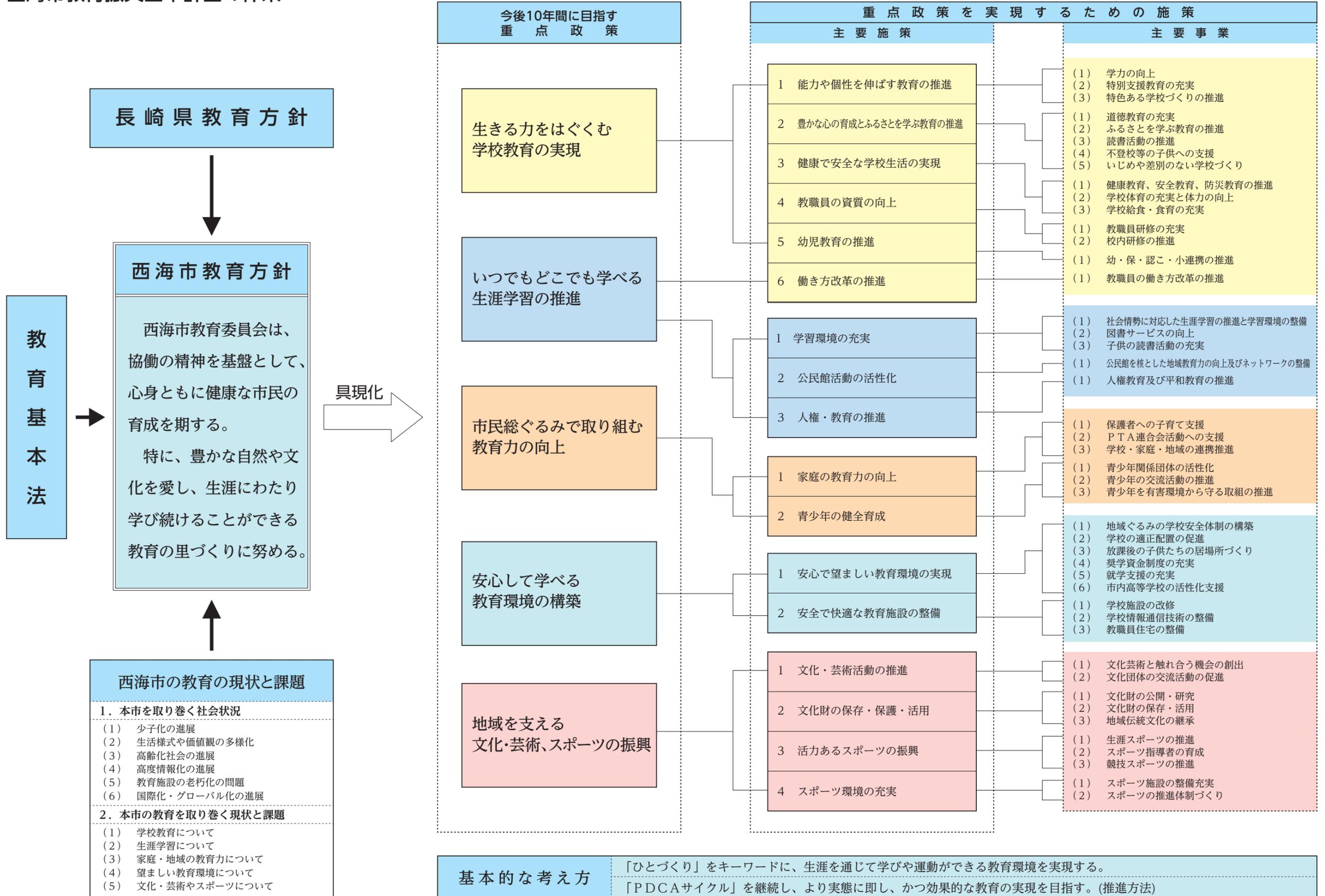
1. 文化・芸術活動の推進 77
 - (1) 文化芸術と触れ合う機会の創出
 - (2) 文化団体の交流活動の促進

2. 文化財の保存・保護・活用 79
 - (1) 文化財の公開・研究
 - (2) 文化財の保存・活用
 - (3) 地域伝統文化の継承

3. 活力あるスポーツの振興 82
 - (1) 生涯スポーツの推進
 - (2) スポーツ指導者の育成
 - (3) 競技スポーツの推進

4. スポーツ環境の充実 85
 - (1) スポーツ施設の整備充実
 - (2) スポーツの推進体制づくり

西海市教育振興基本計画の体系



はじめに

本市は、平成18年12月に公布・施行された「教育基本法」第17条に基づき、平成21年度を初年度とし、平成28年度を最終年度とする8年間のアクションプランとして「西海市教育振興基本計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。

第一期計画は、「西海市総合計画」を基本としながら、改正教育基本法や新学習指導要領の趣旨に沿う内容を付加し、「西海市教育方針」についても西海市の自然や文化そして教育風土を生かした教育の実現を目指し、計画に基づき数々の施策に取り組んで参りました。

平成27年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化とともに、地方に対する国の関与の見直しなど教育委員会制度の抜本的な改正が行われ、国の教育改革の動向を踏まえた適切な対応が必要となってきました。

国の教育改革を踏まえ、平成28年度に第一期計画の期間終了に伴い、その成果と課題を検証し、現在の教育を取巻く社会の動向を踏まえて、西海市教育方針の実現に向けた具体的な取り組みを示し、平成29年度から令和8年度までの第二期教育振興基本計画（以下「第二期計画」という。）の策定を行いました。

第二期計画の策定から5年経過し、教育を取巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、複雑で予測困難な時代となってきました。

長寿命化に伴う「人生100年時代」が現実のものとなりつつあり、「超スマート社会（Society5.0）」などのグローバル化が急速に進む中であって、すべての大人・子供が、様々な課題に対して主体的に考え、多様な立場の者が協働して、新しい価値を生み出すことのできる資質や能力を身に付けることが求められています。また、国際的な取組として、国連は令和12年（2030年）までの行動計画として「誰一人取り残さない」ことを誓い、「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めています。

本市においても、このような社会の大きな変化に対応した第二期計画とするため、いままでの成果や課題を検証したうえで見直しを行い、西海市教育方針の実現に向けた教育行政の取組の方向性を明確にするものとして位置付け、市民の皆様と取り組んでいこうとするものです。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



東京2020オリンピック聖火リレートーチへの点火式

第1章 西海市教育方針について

1. 西海市教育方針の位置付けについて

平成18年12月に「教育基本法」が改正され、新たな条文第17条により、国の「教育振興基本計画」の策定、公表が規定され、また地方公共団体についても基本的な計画策定に努めるよう定められています。

国の「第三期教育振興基本計画」は、平成30年6月15日の閣議決定により、平成30年度から令和4年度までの計画期間で策定されており、長崎県においても「第三期長崎県教育振興基本計画」が平成30年度から5年間を計画期間として、平成30年12月に策定されています。

西海市教育振興基本計画は、平成29年度から10年間の計画期間として、第二期計画を策定しており、一貫した基本理念を継続して推進していく必要性を重視し、「西海市教育方針」については、西海市の良き教育風土を基盤に置き、教育基本法や国の教育振興基本計画の方針に沿い策定している現方針を継続して市の教育方針として位置付けています。

2. 西海市教育方針及び解説

西海市教育委員会は、^①協働の精神を基盤として、^②心身ともに健康な市民の育成を期する。

特に、^③豊かな自然や文化を愛し、^④生涯にわたり学び続けることができる^⑤教育の里づくりに努める。

【解説】

① 「協働の精神」

本市においては、昔から「地域の子供は地域で育てる」というよい教育風土を継承しています。例えば、学校教育では、保護者、教職員、地域住民の3者が目標を共有するとともに、目標達成のためのそれぞれの役割を自覚し、連携しながら子供の教育にあたってきました。

このように「協働の精神」とは、それぞれが目標を共有し、つながりあって活動に取り組む態度であると考えます。

② 「心身ともに健康」

本市の教育の目的は、「心身ともに健康な市民の育成」です。これは、本市が目指している「健康の里さいかい」に基づくものです。

心身ともに健康な「市民像」は、ライフステージに応じて具体化することとしています。したがって、西海市の市民像は「生涯にわたり学ぶ心身ともに健康な市民」となり、学校で学ぶ児童生徒像は、「健やかな体と豊かな心を持ち、確かな学力を身に付けた児童生徒」と捉えています。

③ 「豊かな自然や文化」

本市は豊かな自然に恵まれるとともに大陸に開かれた海を通じて、特色ある文化や歴史をはぐくんできました。この美しい山や田園、地域に継承されている芸能や行事などは、後世に伝えなければならない貴重な財産です。

今後とも、これらの自然や文化と共生しながら生きることが、郷土を誇りに思い、郷土を愛する市民の育成につながるものと考えます。

④ 「生涯にわたり学び続ける」

市民一人一人が、生きがいを持ってくらすためには、生涯にわたり学び続けることが求められます。それは、個人的な趣味や教養を充足するという事に止まらず、地域を支える主体者としての意識づくりにつながります。

誰もがいつでもどこでも学べる環境を整えることによって、市民一人一人が郷土に愛着と責任を持ってくれるものと期待しています。

⑤ 「教育の里」

本市は、自然や地理的条件のもとで「地域共同社会」として発展してきました。ここに住む里人は、共生や信頼を旨とする「心の絆」を最も大事に考えています。

本市の教育の振興にあたっては、里の精神である「絆」の再生・強化を図りたいとの願いを「教育の里」という文言に込めました。

第2章 西海市の教育の現状と課題

1. 本市を取り巻く社会状況

(1) 少子化の進展

本市の人口は、年々減少を続けており、国勢調査結果によると、西海市が発足した平成17年度の人口は33,422人、平成22年度の人口は31,176人、平成27年度の人口は28,692人で、その内、年少人口（15歳未満）の割合は、11.4%（3,193人）でした。本市では、少子化や若年層の流出等により年々減少しており、年少人口（15歳未満）は、今後も低下することが予想されています。

この年少人口の減少により、「学校の小規模化」「複式学級の発生」「子供会などの子供集団活動の不成立」「子供が参画する地域行事の減少」などの問題が生じています。

なお、令和2年度の国勢調査の速報値人口は26,296人となっており、平成27年度と比較した場合、約2,400人が減少したとの結果を受け、人口減少対策に向けた各分野での対策を講じる必要があります。

(2) 生活様式や価値観の多様化

これまでは、本市の自然環境に沿い地域共同社会の取組を重視した生活を営んできました。この考え方や生活様式は、わずらわしい面もありますが扶助の精神をはぐくみ、このことが地域づくりや子育てのエネルギーとなってきました。

ところが、少子高齢化、核家族化、共働き家庭の増加など社会環境が大きく変化している中で、物質的・金銭的な豊かさよりも、心の豊かさを求め、健康で生きがいのある人生を過ごし、自己実現を図ることを求められる傾向へ変化しつつあるなど、人々の価値観やライフスタイルは多様化しています。

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子供たちが人間関係を築く力の低下など、教育上の課題となっていることから、社会の基盤である「つながり」や「支え合い」の意識を高めるための取組を進め、地域力の再生を図っていくことが必要です。

(3) 高齢化社会の進展

平成27年度の本市における高齢化人口（65歳以上）割合は、35.8%（10,323人）でしたが、民間の研究所の推計では、令和7年度には41.5%まで上昇すると見られています。ただし、市の人口ビジョンでは、令和7年度で37.5%を維持しようとしています。

高齢化によって、福祉や医療をはじめとする諸問題が発生してきています。一方、教育分野においては、高齢化の進展という事実をチャンスに捉えようとする観点も生まれています。地域に在住する高齢者の方に、小学校での農業体験活動や、低学年の登下校時の見守りや声かけなどで協力いただくなど、今後、高齢者の豊かな経験や技術を教育の様々な分野で生かすことが求められます。

(4) 高度情報化の進展

国の「統合イノベーション戦略」において、世界に先駆けて「超スマート社会の実現 (Society5.0)」の実現を重要事項とし、未来に果敢に挑戦する人材の育成強化を掲げています。

「超スマート社会の実現」では、人口知能やビッグデータの活用等の技術革新が急速に進んでおり、人生を逞しく生き抜くために必要な力を身につけ、あらゆる分野で活躍できる社会を築くために、教育の果たす役割はますます増大しています。情報通信技術 (ICT) を使いこなす力だけでなく、一人ひとりの個性を生かし、様々な人々と協働しながら、感性や創造性を発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育むことが重要となります。

一方、インターネット社会の中で、スマートフォンや携帯電話等を保有する児童生徒も多く、子供同士のコミュニケーションのあり方が変容し、人間関係のもつれや、いじめ、事件等に巻き込まれる問題が指摘されています。このため、子供たちが情報通信機器を適切に使用する能力を養うとともに、情報通信機器を使用する上での有用性と危険性を学び取り、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する必要があります。

(5) 教育施設の老朽化の問題

学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たしています。したがって、子供や地域住民の安心・安全を確保する上で学校施設の環境整備は極めて重要です。

市立小・中学校施設の内、昭和56年以前に建てられたもの、いわゆる耐震基準を満たしていない建物は、55棟 (71.4%) でしたが、耐震工事を計画的に実施した結果、耐震化率は平成28年度で100%となりました。しかしながら、学校を含めた教育施設は老朽化が進んでおり、今後、多くの施設が大規模な改修が必要な状況となっています。

また、学校の教室やトイレなどは、快適な教育環境を実現するために、施設の質的改善も重要な課題となっています。

さらに、社会教育施設や社会体育施設の多くは、合併前に整備された施設のため、経年劣化に伴う老朽化が著しい状況です。市民が安全で快適に各施設を利用できるように改修、修繕等を実施していく必要があります。

(6) 国際化・グローバル化の進展

世界は、グローバル化が急速に発展し、人・モノ・情報等が国境を越えて行き交い、目まぐるしく変化しています。

このような中、国際的な視野に立って判断・行動できる人材の育成に向けた教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション力を深めることにより、国際社会の一員として活躍できる異なる文化を持つ人々と協調していく能力を身に付けた人材の育成が求められています。

(7) 人類を脅かす感染症のパンデミックへの対応

新型コロナウイルスなどの感染症の流行は、日本国内のみならず世界規模に拡大し、生命や日常生活に甚大な影響を与え、人々の行動や意識、価値観など多方面に、これまでの考え方を大きく変えることとなりました。新型コロナウイルスを含め他の感染症にも対応するため、密を避けるなど安全安心対策の実施、手洗い、消毒の励行、マスクの着用を確実にすることが求められています。

また、学校や社会教育施設の臨時休業や各種イベントの中止・延期があった場合の対応策として、関係機関が一体となり、さまざまな対策を実施していくことが必要とされており、学校や各施設の臨時休業にも対応できる、ICTを活用した授業、電子図書やリモート講座など安心して学ぶ環境整備を整えることが必要です。

(8) SDGsへの対応

SDGsは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月にニューヨークの国連本部で行われた国連サミットで採択された17の国際目標であり、様々な問題・課題を解決するために「誰ひとり取り残さない」という共通理念とされています。

国は令和元年12月に「SDGs実施指針」を改訂し、地方自治体の役割として、部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備、各種計画への反映、情報発信、ステークホルダー(利害関係者)との連携等が盛り込まれました。

2030年に向けた国際社会全体の行動計画で設定されたSDGsの理念を実現すべく、持続可能な未来社会の創造に向け、教育活動を進めることが求められています。

「豊かな自然や文化を愛し、生涯にわたり学び続けることができる教育の里づくり」との教育方針に基づき策定する本教育振興基本計画と、SDGsの理念は方向性が同一であるため、振興計画の施策を着実に実行し、身近なところから取り組むことで、国際目標の達成へ貢献することも目指します。

更に、17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」を基本としながら、将来にわたって子供たちが夢を持って生きていける持続的な社会の実現へ向け、持続可能な、誰一人取り残すことのない教育の機会を確保していきます。



持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の
エンパワーメントを行う



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、 イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利
用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを
提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する

2. 本市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 学校教育について

学校教育においては、人間尊重の精神を基本とし、平和や真理を求め、自ら学び続ける意欲や態度を養うとともに、社会の変化に柔軟に対応し新しい時代を主体的に生きる心身ともに健康な人間の育成が求められています。本市においては、学習指導要領の基本理念である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を中心課題として、これまで取り組んできました。

各学校においても、本市の教育方針に基づき、家庭と連携しながら地域の実態を生かした特色ある教育活動の実現に向けた取組を進めています。そのような中、令和2年度に実施された市民意識調査の結果によれば、「教育環境の充実」について、満足度や施策重要度が高い分野に位置しており、今後も、望ましい教育環境の整備や教育活動への支援などを行う必要があります。

① 確かな学力

「全国学力・学習状況調査」は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、「国語」と「算数・数学」、「英語」を、「西海市学力調査」は、小学校4年生を対象に、「国語」と「算数」、中学校1年生を対象に、「国語」と「数学」、中学校2年生を対象に、「英語」を、さらには「長崎県学力調査」は、小学校5年生と中学校2年生に、「国語」と「算数・数学」を、中学校3年生を対象に「英語」を実施しています。

令和元年度の結果については、小学校の国語、算数が全国平均正答率を下回りました。また、中学校についても国語・算数、英語が全国平均正答率を下回る結果となりました。

学力の向上に当たっては、一人一人の子供に目を向けた「分かる授業」を積み重ねることが重要です。そのためには、各教員の指導力を高める授業研究や研修を充実する必要があります。

また、「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査においては、本市の児童生徒は、基本的な生活習慣や自尊感情、将来の夢や目標等に関して、全国平均を上回るものが多いという結果が出ています。良い面を伸ばし明確な将来の夢や目標を持ち、実現に向けての努力を惜しまず、自らの可能性を高めようとする児童生徒を育てるためのキャリア教育の充実や家庭学習時間の向上を図るために学校と家庭が連携した家庭教育の充実も必要です。

② 豊かな心

本市の子供たちは、素直で他人の言うことをよく聞き、規範意識も高い傾向にあります。直近の「いじめ」「暴力行為」の調査結果を県平均と比べてみると、いじめの認知率は、県平均の3分の1であり、暴力行為は、小中学校ともに発生していません。

一方、子供同士の切磋琢磨やコミュニケーション能力が乏しいという面が見られます。心の教育の上での課題は、「不登校」の問題です。市内の小中学校における不登校児童生徒(病気以外で30日以上欠席がある者)は、令和元年度において、小学生は12人(0.96%)、中学生が27人(4.8%)で、やや増加に転じています。不登校の原因は、友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭における問題、本人に関わる問題等、様々です。

各学校においては、魅力ある学校づくりに取り組むとともに児童生徒の心の健康状態の把握に努め、学校をあげて組織的に不登校対策に取り組んでいますが、依然として不登校等の問題を抱えた児童生徒は存在しています。

今後も、進級・進学を目指した学習の支援を行うとともに、本人や保護者への教育相談の充実を図る必要があります。

③ 健やかな体

令和元年度の長崎県児童生徒体力・運動能力調査の結果をみると、対象学年（小5・中2）の合計点が県平均を上回るなど、本市の児童・生徒は、発達段階に応じた体力を身につけているととらえています。これは、学校体育の時間の充実はもちろんのこと、小学校における課外クラブや中学校の部活動等を通じて培われたものと考えます。

今後とも、運動に親しむ児童生徒の育成が求められます。学習指導要領の改訂による中学校保健体育の武道必修化を契機として、武道をはじめとする様々な運動領域において、指導者の指導技術の向上を図る必要があります。

(2) 社会教育について

社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」(社会教育法第2条)を指し、「学習機会を意図的・組織的に提供するシステム」として、生涯学習の一部となっています。

生涯学習には、個人的な趣味・教養を充足させるだけでなく、学びや発表の場など様々な機会において他者や地域との繋がりを深めることで、心地よいコミュニティの形成に資すること、それがこのまちに住み続けたい、住んで良かったと思える市民の居場所づくりに繋がり、地域社会が維持され発展することも期待されています。

本市では、「公民館活動の活性化」を施策の中心に据え、それぞれの地域において実施していた特色ある事業や講座を継続発展させながら、市民のニーズに応える社会教育活動を進めてきました。

その結果として、市民意識調査において、生涯学習の充実に関しての市民の満足度は高い分野に位置しています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、市民一人一人のライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、参加者や講座の減少や固定化が見受けられるようになってきております。

今後の社会教育活動の展開に当たっては、子供から高齢者までの「だれもが」行い、市民「だれもが」実践していくことで、心豊かな生活を送ることをめざし、市民の自分づくりと居場所づくりという観点から各ライフステージにおいて直面する課題やニーズに応じた学習機会と発表の場の提供が求められています。

また、市民意識調査の中で、市民が望む施策の重要度において生涯学習の充実は34施策中32番目と極めて低く、生涯学習について市民の意識改革を図る必要があります。

① 公民館活動

本市には、9つの公立公民館を設置しており、公立公民館未整備地区に対しては、自治公民館の活動を支援し、地域教育力の向上を推進してきました。

公立公民館と自治公民館では、予算や運営などの上で大きな違いがあり、統一した活動ができにくいという課題把握から小学校区単位での公立公民館設立を目指し、3館の公立公民館が設立されました。

今後は、市全体として公立公民館及び自治公民館の在り方を検討しながら、現在、自治公民館活動が盛んな地域においても将来を見据えながら、各地域から理解と協力を得られた上で、公立公民館の組織づくりを行い、地域の活性化を目指す必要があります。

② 生涯学習講座

公立公民館、自治公民館ともに地域の伝統を生かし、それぞれ特色ある生涯学習講座を開催していますが、講座内容や受講者の固定化という問題点が見受けられるようになってきています。

生涯学習に対する関心が高い世代や対象者のみならず、全ての世代や対象者に興味を持たせるよう、「いつでもどこでも学ぶことができる」環境と支援体制を整備するとともに、全市的かつ計画的な学習講座を開設と、適切かつ効果的な情報提供を行う必要があります。

さらには、研究学習成果を発表する機会の提供や受講者のネットワークづくり等の体制づくりを整え、将来的には自主学習ができる団体等となるように育成することも課題です。

(3) 家庭・地域の教育力について

近年、全国的な少子高齢化や核家族化が進む中で個々のライフスタイルや価値観の多様化に伴い人間関係の希薄化等を生み出し、家庭や地域における子育て環境も変化しています。

このことは、本市においても例外ではありません。

保健福祉部局をはじめ関係機関と連携を図りながら家庭教育の在り方について学ぶ機会を提供するなどの子育て世代の保護者に対し、支援を行う必要があります。

① 家庭の教育力

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自立心などを育成する上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、全国的には核家族化や少子化等の影響を受け、子育てに対する不安や負担等を相談する相手がいないために、児童虐待や少年非行が深刻化するなど、家庭の教育力が低下の傾向にあると言われています。

本市においては、各幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小・中学校の保護者会やPTA等が主催する「家庭教育学級」への支援や、社会教育講座及び各地区公民館講座において子育て世代に向けた学習機会を提供し、家庭教育の向上に努めてきました。

今後も、地域住民の知恵や協力を得ながら、さらなる家庭教育の充実に努める必要があります。

② 地域の教育力

本市は、農業・漁業を中心として生活を営んできた地域であり、各地域には収穫を祝う祭りや神社の祭礼など年中行事があり、そのような催しを通して地域住民の心の絆が深く結びついていました。また、地域の子供たちも地域での催しに参加し、集団活動の中で褒められたり叱られたりしながら生活習慣や社会規範を身に付けていました。このようにして、「地域の子供は、地域で育てる」を合言葉に、青少年の健全育成に取り組んできた歴史があります。

しかしながら、近年では少子化による地域行事の後継者不足や地域住民の価値観の多様化等もあり、地域の祭りや行事が廃止・縮小され、住民同士の人間関係が希薄化するとともに、子供たちの社会体験の場が減少しています。

今後は、公民館活動や子供会活動のなかでの世代間交流や関連機関と連携を図りながら、市独自の取り組みである「は・あ・と・ふ・る運動」や長崎県の「ココロねっこ運動」を通して心の教育を育み、子供を中心に据えた活動を通じて社会の変化に対応した地域の教育力の向上を図る必要があります。

(4) 望ましい教育環境について

震災等における校舎の安全性や子供たちが登下校時に巻き込まれる事件などの情報に接するたびに、安全で安心な教育環境の構築の重要性を再認識させられます。学校施設の耐震化については、東日本大震災も一つの契機として耐震工事は率先して実施され、全国的に学校施設の耐震化率は向上しており、本市も平成28年度で100%を達成しました。今後の課題としては、施設の老朽化や地球温暖化の影響、生活環境の変化などに対応した教育環境の改善などがあります。また、少子化による児童生徒数の減少も加速しており、学校の適正配置化も今後、課題となります。

① 学校施設の長寿命化

学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす教育の場であるとともに、災害発生時の緊急避難場所でもあり、安全・安心が確保されていなければなりません。

本市の小・中学校校舎及び体育館は、昭和56年以前に建築された建物が約7割を占めており、耐震基準を満たすための耐震工事はこれまで先んじて行い安全は確保していますが、施設の老朽化は待ったなしで進んでいるため、大規模な改修工事が必要な状況です。

② 学校施設の改善

子供一人一人の資質・能力を最大限に引き出すためには快適な教育環境の構築が重要であり、超スマート社会（Society 5.0）の到来を見据えると情報端末等を使った学習は必須となっています。

本市においては、市内全域への光ファイバーによる高速情報通信の基盤整備が進められ、インターネットを介した様々なサービスを楽しむ環境が整いました。今後は、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の更なる充実に向けて、端末を活用した学習促進に必要なICT環境整備を進めることが求められます。

また、教育環境の改善を図るため、夏場の温暖化対策として一日の大半を過ごす全ての普通教室に空調設備を整備しました。今後は、全ての特別教室についても、その利用状況を考慮し、空調設備等を整備することが望ましいと考えられます。

さらには生活様式の変化から、現在の家庭では洋式トイレが主流であり、学校のトイレについても4割強を占めている和式トイレからの洋式化が望まれています。

③ 学校規模

子供たちが、切磋琢磨しながら学習やスポーツに励むためには、望ましい学校規模が必要であると言われています。本市の学校規模は、令和4年度には、小学校において11校中3校が複式学級を有しており小規模校となっています。

併設校の離島2校を除く1校については、複式学級の解消と児童数の適正規模化により望ましい教育環境の整備を図る必要がありますが、保護者や地域住民等の意向を丁寧に把握する必要があります。

(5) 文化芸術やスポーツについて

本市には、豊かな歴史・自然・伝統文化がそれぞれの地域の特色を生かしつつ息づいており、これらは、未来へ継承していかなければならない貴重な財産です。市民一人ひとりが、ふるさとに誇りを持ち、心豊かな生活を送るために、これらの財産を生かした「まちづくり」を推進する必要があります。

また、「活躍のまち」を目標とする西海市民が、誰でも健康づくりや体力づくりの実現に向けて、生涯を通じて身近な地域で「いつでも」「どこでも」「いつまでも」気軽にスポーツを親しめる環境の整備と豊富な活動メニューが求められています。

併せて、生活様式の変化に対応したトイレの洋式化など、利用者が利用しやすい施設整備が望まれています。

① 文化芸術

文化・芸術活動は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにします。市民の間では多様な文化・芸術活動が活発に行われており、こうした文化・芸術活動を一つひとつ大切にはぐくむ土壌を作り、さいかい文化（西海市の文化）の個性や魅力を開花させていくことが重要です。

また、本市には豊富な文化遺産があります。地域に受け継がれている各種無形文化財の保存や次世代への継承活動のための支援とあわせ、市民が身近に文化活動に参加・発表することのできる環境づくりを進めるとともに、自らが文化の担い手であることを認識し、主体的に活力と創意を生かし身に付けた活動の成果をまちづくりに活かしていく必要があります。

さらに、文化財個々の研究を深め、市内3つの資料館に保存されている資料の適正保存や集約化を検討し、これらをまちづくりに活用することにより、市民の文化財への理解や保護する心を育て、市全体の魅力発信につなげていく必要があります。

② スポーツ

本市は、「活躍のまち」を将来像に描いています。このためには、誰もが生涯を通じて身近な地域でスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現が求められています。

また、アスリートの活躍が、市民のスポーツへの関心を高め、応援機運を醸成するなど、社会全体に活力を与えています。アスリートの発掘や育成、強化を継続的に行うことにより、本市の競技水準の向上を図ります。

「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形で積極的にスポーツに参画することで、それぞれの人生をいきいきとしたものにすることが期待できます。そのため、市民のライフスタイルに応じた多様なスポーツニーズに対応するとともに、日ごろから体を動かす習慣のない人が、気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツに関する情報やスポーツに取り組む機会の提供や、より高い技術を間近で見られる機会などを提供していく必要があります。さらに応援やイベント運営のボランティア活動に市民が気軽に参加できる体制づくりや情報を発信していく必要があります。

(6) 市民意識調査の概要について

① 調査実施期間

令和2年8月8日～令和2年8月24日

② 調査対象者

18歳以上の市民から、4,000人を無作為抽出（基準日：令和2年4月1日）

③ 回収率

- 回収率33.7%（回収数1347／配布数4000）
- 属性別に見ると「18～29歳（25.2%）」、「30～39歳（23.2%）」及び「大瀬戸町（29.7%）」の回収率は30%を下回っており、他の属性と比べてやや低い。

属 性		配布数 A	回収数 B	回収率 B/A × 100
全 体		4,000	1,347	33.7%
1. 性別	①男性	1,960	614	31.3%
	②女性	2,040	724	35.5%
2. 年齢	①18～29歳	397	100	25.2%
	②30～39歳	379	88	23.2%
	③40～49歳	485	151	31.1%
	④50～59歳	591	209	35.4%
	⑤60～69歳	800	313	39.1%
	⑥70歳以上	1,348	481	35.7%
3. 居住地	①西彼町	1,212	407	33.6%
	②西海町	1,066	378	35.5%
	③大島町	698	238	34.1%
	④崎戸町	203	72	35.5%
	⑤大瀬戸町	821	244	29.7%
	(参考) 離島地域	112	39	34.8%

④ 満足度の変更

- ・「満足度」、「不満足度」の前回調査（平成28年調査時）との比較

●満足度の変化

- ・西海市の政策に対する「総合的な満足度」は、H28年調査時から

+11.3ポイント上昇（改善）

- ・個別の施策分野をみると、34項目のうち28項目で満足度が上昇している。
- ・特に満足度上昇率の高い施策分野は下表のとおり

	満足度		H28からの変化 R2－H28
	H28	R2	
総合的な満足度	37.0%	48.3%	+11.3ポイント
1位 商工業の振興	18.7%	51.4%	+32.7ポイント
2位 移住・定住の促進	17.8%	32.7%	+14.9ポイント
3位 公共交通の充実	23.6%	38.3%	+14.7ポイント
4位 効率的な行財政運営	33.3%	42.8%	+ 9.5ポイント
5位 社会保障の充実	44.5%	52.5%	+ 8.0ポイント

●不満足度の変化

- ・西海市の政策に対する「総合的な不満足度」は、H28年調査時から

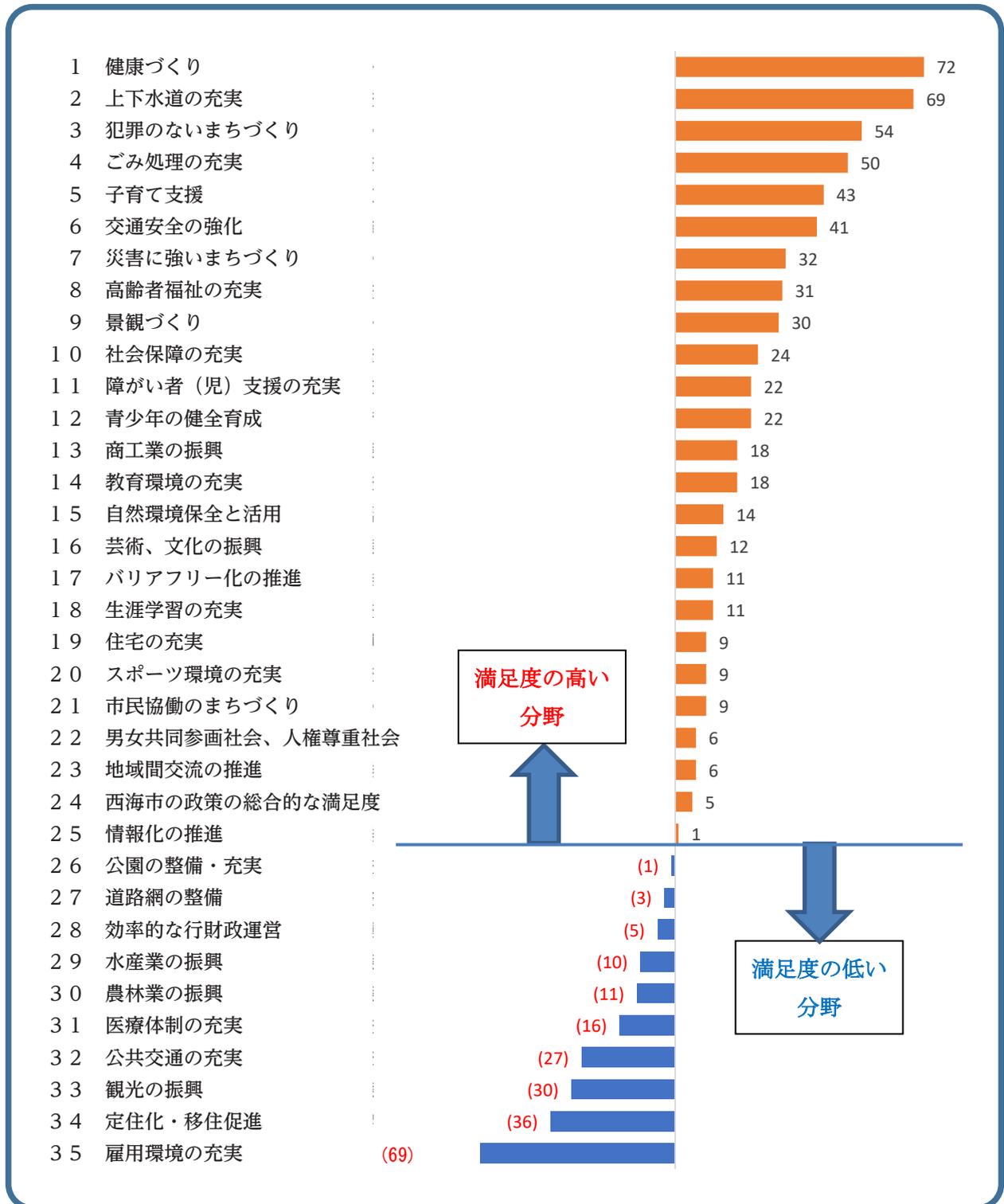
▲9.9ポイント低下（改善）

- ・不満足度が上昇している施策分野は、「自然環境保全と活用」の1項目のみ（+3.7ポイント）。

	満足度		H28からの変化 R2－H28
	H28	R2	
総合的な不満足度	51.2%	41.3%	▲ 9.9ポイント
○自然環境保全と活用	34.3%	38.0%	+ 3.7ポイント

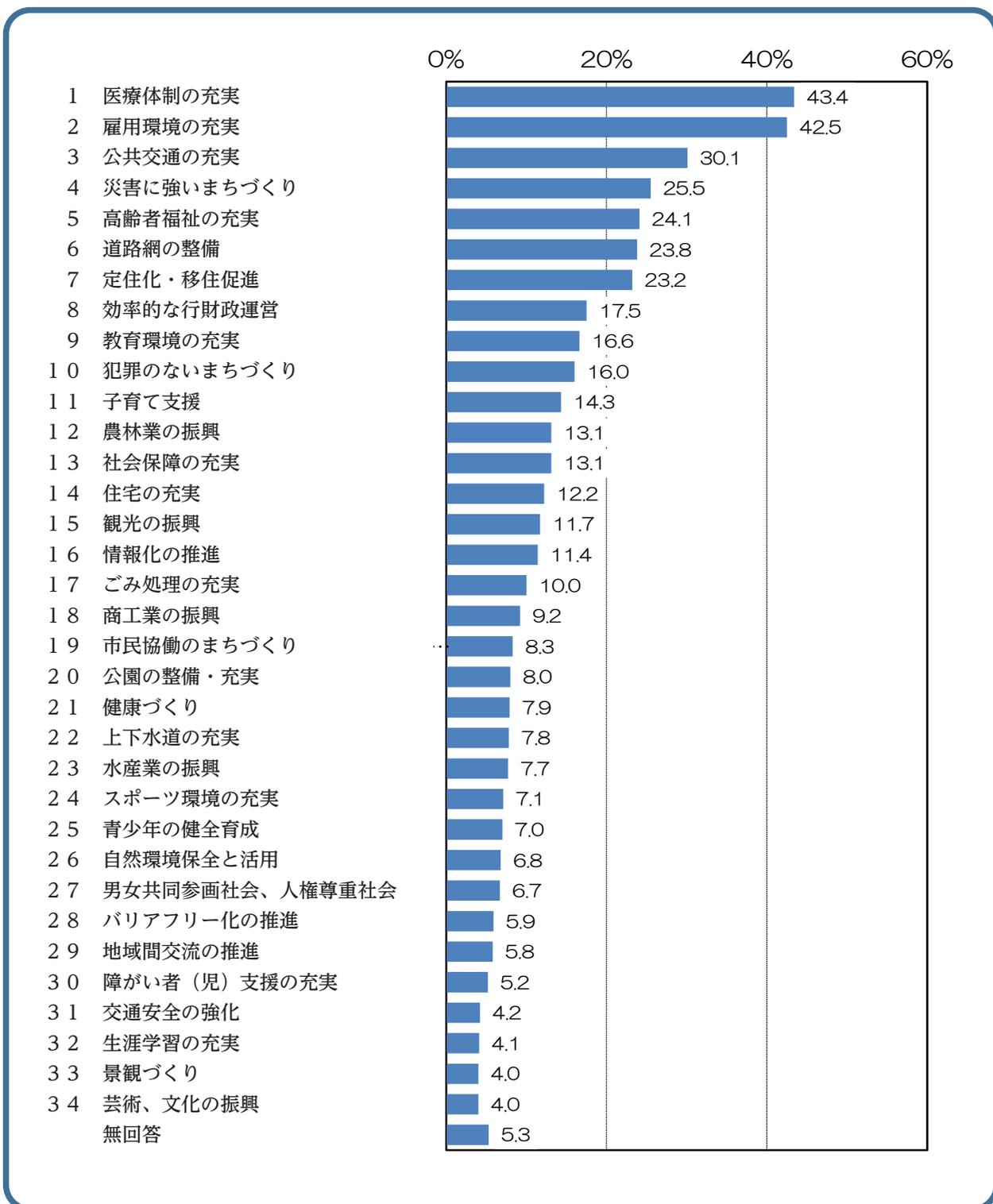
⑤ 「満足度」の指数化による比較

- 各施策に対する市民の満足度を分かりやすくするため指数化を行い、評価の高い順に並べて比較を行った。



⑥ 施策の重要度

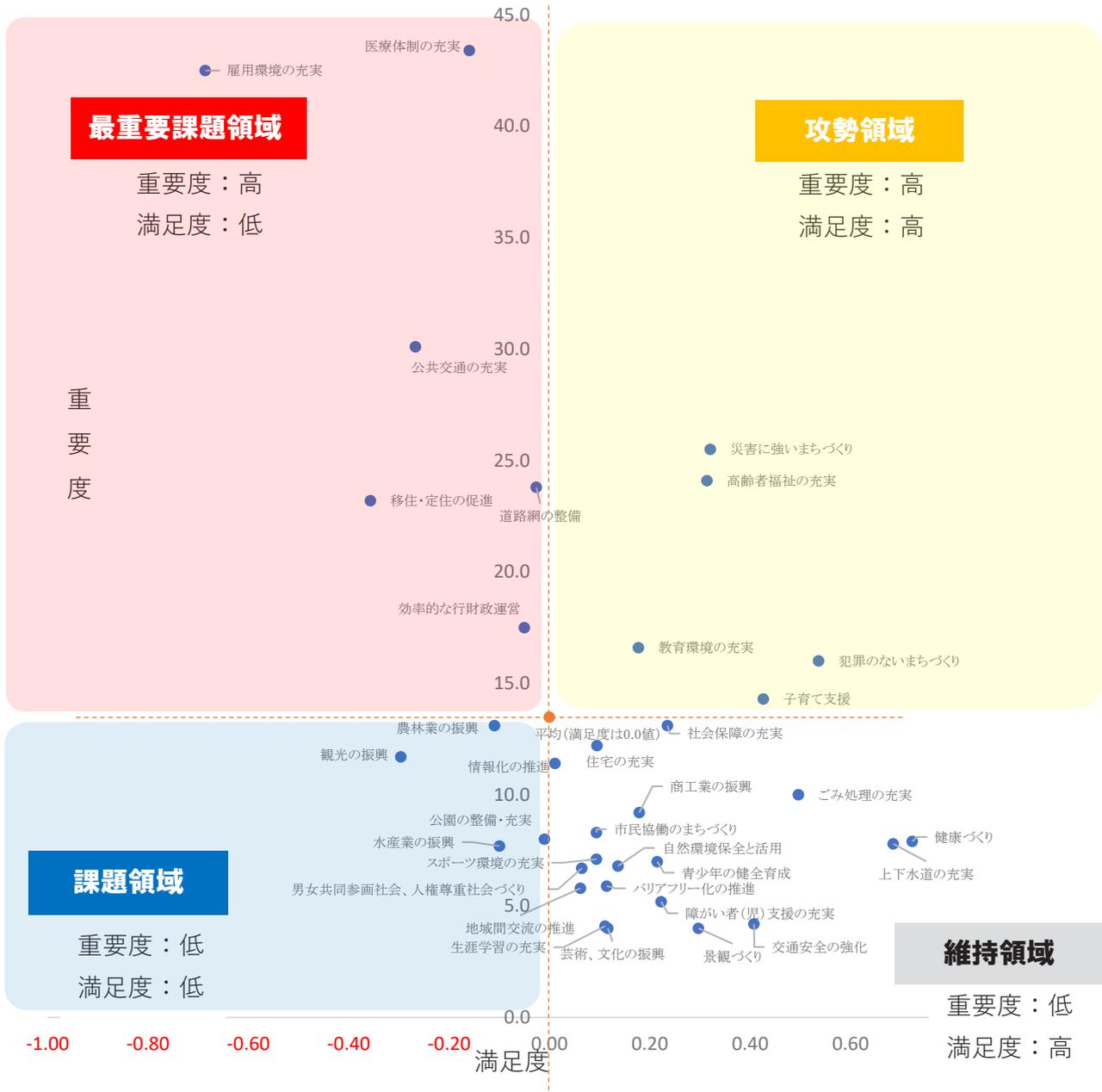
- 施策の重要度（これからのまちづくりにおいて大切だと思うこと）を回答のおおい順に並べて比較を行った。



⑦ 満足度と重要度のポートフォリオ分析

《ポートフォリオ分析とは》

- 対象となる項目（本調査では「施策」）の「満足度」と「重要度」をグラフ上に位置付けし、『優先的に改善すべき項目』を把握する分析手法
- 施策の「満足度」を横軸に、「重要度」を縦軸に取り、満足度の高低、重要度の高低に応じて、エリアを**最重要課題領域**、**攻勢領域**、**課題領域**、**維持領域**の4象限に分けることにより、どの施策分野が取組の優先度が高いのかを視覚的に把握できるようにしている。



⑧ 市民が抱く西海市のイメージ

(プラス評価)

- 1位 自然が豊か (全属性共通)
- 2位 犯罪が少なく安全 (全属性共通)
- 3位 災害の心配が少なく安全 (全属性共通)
- 4位 歴史、文化が個性的 (西海町、崎戸町、大瀬戸町など)
- 5位 自治会などの活動が盛ん (西彼町、西海町、大島町など) が盛ん

(マイナス評価)

- 1位 公共交通が不便 (全属性共通)
- 2位 働く場所が少ない (全属性共通)
- 3位 観光が盛んではない (全属性共通)
- 4位 保健・医療が充実していない (全属性共通)
- 5位 買い物がしにくい (全属性共通)

⑨ 西海市の住みやすさ

① 西海市の住みやすさは？

- **住みやすい** (76.8%) > **住みにくい** (21.5%)
- 年齢、職業、居住地域など属性を問わず、「住みやすい」という意見が多い。
- 年齢が高いほど「住みやすい」という意見の割合が高い傾向にある。
※参考値：60～69歳 (81.2%)、70歳以上 (83.3%)

② 5年前と比較した住みやすさの変化

- 変わらない58.9%
- **良くなった** (23.3%) > **悪くなった** (15.9%)
- 10代～30代は「良くなった」という意見の割合が他の年代より高い。
※参考値：18～29歳 (29.0%)、30～39歳 (30.7%)

③ 今後の居留意向

- **西海市内に住み続けたい** (79.9%) > **市外(県外)に移りたい** (16.9%)
- 若い年代(特に学生)は、「市外(県外)に移りたい」という意見が多い。
※参考値：18～29歳 (40.0%)、学生 (72.2%)

④ 住み続けたいと思わない理由

1位	買い物や通院に不便	80.1%
2位	通勤や通学に不便	42.0%
3位	近所づきあいに問題がある	20.8%
4位	現在の住居に不満	20.5%
5位	文化や教育面の環境が良くない	14.8%

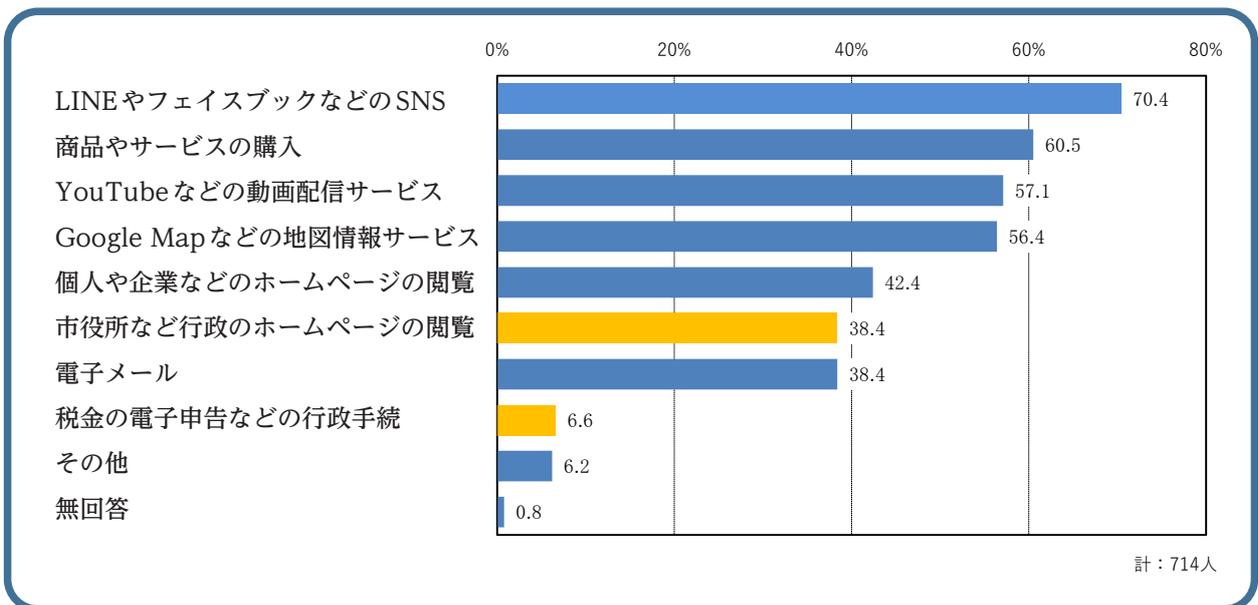
⑩ インターネットの利用状況

●利用状況

- 回答者の5割（53.0%）がインターネットを利用している。
- 年齢階級別では、10代から40代は9割以上が利用。60代でも約5割（49.8%）の方が利用している。

●利用目的

- 「LINEなどのSNS利用」が7割と最も多く、「商品やサービスの購入」も6割を超えている。



⑪ 調査結果の総括

今回、実施した市民アンケート調査では、前回調査(平成28年実施)から概ね5年が経過した現在、「これまでの取り組んできた施策が市民満足度の向上に繋がっているか」、また、「現時点で市民がどの施策分野に不満を抱き、重点的に取組を求めているのか」について、前回調査と同様に「施策に対する満足度」と「重要度」に関する質問項目を設定し、回答の比較・分析を行った。

市民の、市の施策に対する「総合的な評価」は、「満足度」が+11.3ポイント増、「不満足度」が▲9.9ポイント減と、いずれも大幅な改善が見られた。

特に「不満足度」については、前回調査では51.2%と、過半数を占めていたが、今回調査では4割台前半(41.3%)にまで減少しており、個別施策分野でも、「自然環境保全と活用」を除くすべての分野で不満足度が減少している。

また、「西海市の住みやすさ」についても、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」という肯定的な回答の割合が、全体の4分の3(76.8%)を占め、「5年前と比較した住みやすさの変化」についても、「良くなった」という意見が、「悪くなった」という意見を上回る結果となった。

平成29年度以降の前期基本計画期間に、本市が取り組んできた施策が、「改善を実感できる形」で市民の元に届いていることが、今回の結果に結びついたものと考えられる。

一方、ポートフォリオ分析で示したとおり、「医療体制の充実」、「雇用環境の充実」、「公共交通の充実」、「移住・定住の促進」、「効率的な行財政運営」は、前回調査時から満足度の改善は見られるものの、依然として優先的に取り組むべき「最重要課題領域」に属している。

今後は、今回の調査で得られた「市民の声」をしっかりと受け止め、満足度の低い分野については、優先性・重要性・緊急性等を見極めながら課題解決に努めるとともに、満足度の高い分野についても、「本市の魅力・強み」としてさらに磨き上げ、より「住みやすい西海市」となるよう、施策への反映を図っていきたい。

第3章 目指す重点政策

1. 基本的な考え方

本市は平成28年度に「第2次西海市総合計画」を策定し、諸施策の基本的な方向性や推進方策などを定めています。計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）までの10年間としていますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを的確に反映した計画とするため、「第2次西海市総合計画（後期基本計画）」を令和3年度に見直しを行うこととになっています。

市の第2次総合計画基本構想の3つのまちづくりの基本目標の中で「生涯にわたり活躍できるひとづくり」において教育分野が位置付けられており、その構想と歩調を合わせながら「第二期西海市教育振興基本計画」は策定を行っております。

計画期間は総合計画に沿い、平成29年度（2017年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を最終年度とする10年間の計画としていますが、総合計画基本計画の改訂と連動し、教育環境の変化に応じた「第二期西海市教育振興基本計画」の改訂を行います。

なお、教育分野での施策については、第二期教育振興基本計画の構成や主要事業を見直し、一定目標を達したと思われる事業は形を変更して新たな事業としており、学校教育においては、学習指導要領で示された思考力や表現力を育成する方針を念頭において施策を構成しています。

また、少子高齢化が加速する中、前計画での「健康」は重要なテーマであることから引き続きサブテーマとして捉えています。

今回見直す「教育振興基本計画」では、これら個別のテーマを横断的に捉え、教育施策の総合的な推進を図ります。

その際、取組の全般にわたり、以下の考え方を重視しています。

◎市総合計画のまちづくりの基本目標「生涯にわたり活躍できるひとづくり」を目指して、変化の激しい社会の中で、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力や、社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を身に付け、生涯を通じて学び、活躍できる環境を実現する。

これからの日本社会は「将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会」だと言われています。教育分野において、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要となってきます。一人一人がより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければなりません。

個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、誰もが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことができる社会の実現を目指す必要があります。

また、目標とする教育環境の実現には、「PDCAサイクル」を継続して重視し、より実態に即し、かつ効果的な教育の実現を目指すことが必要です。

前計画から教育施策において、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルの実践を行い、事業ごとの実施度、達成度を確認しながら事業を検証し改善してきました。今後も、継続して実施し、施策・事業によって達成する成果(アウトカム)を指標とした評価方法を更に強化していきます。

そこで、今回の計画においても、各施策・事業を通じてPDCAサイクルを重視し、特に成果指標の内容をよりの確なものとし、より効率的な教育の実現を目指すこととしました。

2. 重点政策について

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の実現

子供に知・徳・体にわたる「生きる力」をはぐくむために、子供と学ぶ意義を共有しながら、個性を生かしつつ個別最適化された学習環境を整え、夢と志を持って可能性に挑戦する姿を大切にしたい教育活動を推進します。

この基本的な考え方に基づき、以下のような施策の実現を目指します。

- ① 能力や個性を伸ばす教育の推進
- ② 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進
- ③ 健康で安全な学校生活の実現
- ④ 教職員の資質の向上
- ⑤ 幼児教育の推進
- ⑥ 働き方改革の推進

(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、ともに支えあい、豊かに、安心して暮らせる里づくりのため、すべての市民が生涯にわたり学び続け、学んだ知識や技能などを地域や社会活動で活かせるような「学び」と「活躍」の場を循環させる生涯学習を推進します。

この基本的な考え方に基づき、以下のような主要施策の実現を目指します。

- ① 学習環境の充実
- ② 公民館活動の活性化
- ③ 人権教育の推進

(3) 市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

「地域の子供は地域で育てる」西海市の伝統的な教育風土を継承し、これからの時代に必要な力や、地域への愛着と誇りを持って、地域社会に貢献できる自立した人づくりに家庭と地域と学校が連携・協働し、取り組みます。特に、社会教育委員から発案された本市独自の啓発活動である「は・あ・と・ふ・る運動」を柱と位置づけ、子供から大人まですべての市民が総ぐるみで取り組み、住み心地の良い魅力ある市となるよう推進していきます。

そこで、以下の主要施策を通じて、地域社会に貢献できる自立した「人づくり」の推進を目指します。

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 青少年の健全育成

(4) 安心して学べる教育環境の構築

安全・安心で質の高い学校施設等の整備を促進し、学校における教材等の教育環境の充実を図るとともに、「新たな日常」の実現と超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、ICT利活用のための基盤整備に努めます。

そのために、以下の施策の実現を目指します。

- ① 安心して望ましい教育環境の実現
- ② 安全で快適な教育施設の整備

(5) 地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

人生や地域に潤いと賑わいをもたらす、生涯を通じた文化・芸術活動を推進するとともに、既存施設を有効活用し、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ健康で充実した生活が送れるよう環境整備に取り組みます。

以下の施策を掲げ、市民の体と心の健康づくりを目指します。

- ① 文化・芸術活動の推進
- ② 文化財の保存・保護・活用
- ③ 活力あるスポーツの振興
- ④ スポーツ環境の充実

3. 計画の策定にあたって

計画の策定にあたって、成果指標の設定については、新型コロナウイルス感染症による各種事業への影響を鑑み、平成27年度を現況値とし、令和元年度の数値を参考値として令和8年度の最終目標値を設定します。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、第4章「重点政策を実現するための施策」の各主要事業へ関連する17の国際目標を記載することとしました。

4. 計画の進捗管理について

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・教育委員会が一体となって取り組みます。さらに、教育分野だけでなく、行政の関係部署、関係諸団体、民間事業者、ボランティア組織等との連携協力を図りながら計画の推進に努めます。

令和3年度に社会情勢や教育環境の変化に応じた改訂を実施しますが、計画期間は平成28年度に策定した第二期西海市教育振興基本計画の「平成29年度から令和8年度まで」と同様の期間とします。

計画の検証については、連動する「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書」により年度ごとに検証を行い、目標とする教育環境の実現に向けて「PDCAサイクル」を継続して重視し、より実態に即した、より良い効果的な教育施策の推進や改善に向けて取り組みます。

【重点政策 1】

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

主要施策1 能力や個性を伸ばす教育の推進	
1-1-1	学力の向上
1-1-2	特別支援教育の充実
1-1-3	特色ある学校づくりの推進

主要施策2 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進	
1-2-1	道徳教育の充実
1-2-2	ふるさとを学ぶ教育の推進
1-2-3	読書活動の推進
1-2-4	不登校等の子供への支援
1-2-5	いじめや差別のない学校づくり

主要施策3 健康で安全な学校生活の実現	
1-3-1	健康教育、安全教育、防災教育の推進
1-3-2	学校体育の充実と体力の向上
1-3-3	学校給食・食育の充実

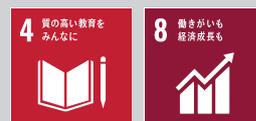
主要施策4 教職員の資質の向上	
1-4-1	教職員研修の充実
1-4-2	校内研究の推進

主要施策5 幼児教育の推進	
1-5-1	幼・保・認こ・小連携の推進

主要施策6 働き方改革の推進	
1-6-1	教職員の働き方改革の推進

1-1-1 学力の向上

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

学力の定着を把握する上での指標となる小学6年生、中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査は平成19年度に開始され、平成27年度の結果に関して、小学校においては、国語A、国語B、算数A、算数B、理科の全ての教科において全国平均正答率を下回る結果となりました。また、中学校においては、国語Bが全国平均正答率を上回り、国語A、数学Bは全国平均正答率と同等、数学A、理科は全国平均正答率を下回る結果となっています。

本市では、西海市学力向上プロジェクトを平成26年度に立ち上げ、地区ごとの小・中連携の充実、授業改善に用いる「授業実践の視点」や、児童生徒にとって効果的な学習課題の作成に取り組んできました。また、平成30年度から、「西海市A Iプラン」を立ち上げ、様々な角度から児童生徒の学力向上に向けた取組を開始するとともに、令和元年度からは「学びの土台づくり推進事業」を立ち上げ、全ての教科に通じる力の向上に取り組んでおり、書く力の向上など、取組の成果が出始めています。今後は、GIGAスクール構想の推進のねらいでもある、個別最適な学びという視点からの取組も重要となります。

本市の児童生徒は、生活習慣や自尊感情、将来の夢や目標等に関しては全国平均を上回るものが多く、携帯電話やスマートフォンの使用時間が全国平均に比べて短いという結果が出ています。明確な将来の夢や目標を持ち、実現に向けての努力を惜しまず、自らの可能性を高めようとする児童生徒を育てるためのキャリア教育の充実や学校と家庭連携による家庭教育の充実も必要です。

（施策の方向性）

<p>●全国・県・西海市学力調査の課題分析による授業改善</p> <p>西海市学力向上プロジェクトの活動を推進するとともに、学力調査結果に基づいた具体的な学力向上プランを立て授業改善を図っていきます。</p>	学校教育課
<p>●キャリア教育の推進</p> <p>計画的・体系的な進路指導や職業体験等に取り組み、児童生徒の内発的動機付けをしながら、「夢・あこがれ・志」を持った児童生徒の育成を図ります。</p>	学校教育課
<p>●家庭での学習時間と内容の充実</p> <p>各学校は家庭と連携し、児童生徒の家庭学習の充実を図ります。</p>	学校教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
「授業実践の視点」をふまえた教諭等による研究授業の実施率	—	100%	100%	教師の授業力向上を目指し、年間に1度は指導案に書いた授業を実施して、校長、教頭の指導をはじめ、研究協議の場を設定します。令和元年12月に改訂した「授業実践の視点Ver.2」を基本とした授業を全ての教職員が理解し、授業改善を図っていきます。
「夢・あこがれ・志」を育むための具体的な教育活動の実施率	小：100% 中：100%	小：100% 中：100%	小：100% 中：100%	モデルカリキュラムを参考にした授業実践をはじめ、講演会、職場体験学習やキャリア・パスポートの活用等により、将来を見据えたキャリア教育の充実以西海市内の全校が取り組みます。
塾等を含む平日の家庭学習時間達成率 (小低30分、小中45分、小高60分、中120分)	小低：— 小高：— 中学：—	小低：67% 小中：60% 小高：65% 中学：17%	小低：100% 小中：100% 小高：100% 中学：100%	家庭への啓発を図り、小学校低学年（1、2年）30分以上、中学年（3、4年）45分以上、高学年（5、6年）60分以上、中学生120分以上の家庭学習時間の定着を図ります。

1-1-2 特別支援教育の充実

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

本市では、児童生徒数が減少する一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は、増加傾向にあります。また、通常の学級に在籍し、特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒の割合も増加傾向にあります。それは、長崎県体制整備状況等調査においても明らかで、本市における個別の教育支援計画の作成が必要と思われる児童生徒の割合は、前回、教育振興基本計画を作成した平成27年度3.9%から、令和元年度11.3%と大幅に増加しています。

一方で、特別支援学級担任や通級指導教室担当の全てが専門教育を受けたものばかりではないため、特別支援教育を充実させる要となる関係者の指導力の向上が課題となっています。また、校内の支援体制整備や、支援内容等について具体的な助言を相談できる専門機関等と連携したきめ細かな相談体制の充実も課題です。

併せて、一人一人の実態に応じた支援が可能となる環境整備を図っていきます。

（施策の方向性）

<p>●専門機関等との連携による特別支援教育研修の充実 特別支援学級担任及び通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、学習支援員に対する関係者研修に加え、全ての教職員を対象とした研修を、専門機関等と連携して実施することで、研修内容を充実させ指導力向上を図ります。</p>	学校教育課
<p>●校内支援体制の充実 市で学習支援員等を雇用し、各学校に配置することにより、担任や特別支援教育コーディネーターと連携しながら、校内の支援体制を整え、意図的・計画的な支援ができるようにします。配置については、各校に特別な支援を要する児童生徒の状況及び支援員の配置要望調査を実施し、必要と判断される学校に適切に配置します。</p>	学校教育課
<p>●相談体制の充実 就学前幼児に対する就学相談及び幼児教育相談を各園や保護者に周知し継続して展開するとともに、児童生徒の特性理解、適切な支援や就学の在り方等について、保護者や学校に対し必要な助言や情報提供を行うことができるよう、専門機関等との連携を図っていきます。</p>	学校教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
研修の充実度	—	100%	100%	各研修会参加者に対するアンケートにより、研修会の充実度を4段階で評価した満足の割合
学習支援員配置充足度	85%	100%	100%	各小・中学校からの要望に基づく配置必要数に対する配置数
相談に基づく専門機関との連携の実施率	—	100%	100%	特別支援学校や県教育センターを含めた専門機関等の専門機関等の活用により、専門的な指導・助言を受けて実施する就学相談会や教育相談等の実施率

1-1-3 特色ある学校づくりの推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市は、豊かな自然に恵まれ、各学校では、校長の学校経営方針のもと、学力の向上、地域の伝統や文化を生かした学習や体験活動を行うなど、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進しています。

現代の社会は、国際化、少子高齢化など大きく変化しています。そのような状況の中でたくましく生きていく人材を育て、豊かな人間性を育み、一人一人の個性を生かし、その能力を伸ばしていくことが大切です。

そのため、社会の変化に対応した教育が求められ、それに応えていくために今の特色ある学校づくりの中に取り入れていく必要性があります。本市ではグローバル化が進む社会に対応できる英語力やコミュニケーション能力の育成を目指し、全小中学校にALTを配置しています。加えて、小学校には英語教育指導員も配置し、外国語の授業の充実を図っています。また、小学生は「エンジョイ・イングリッシュ」、中学生は「エンジョイ・イングリッシュ in 西海」において日頃学習した英語を実際に活用しながら、コミュニケーション力を高め、英語力の向上を目指しています。特に中学生の「エンジョイ・イングリッシュ in 西海」は市内ALT全員参加型の活動プログラムで、バイオパーク等、西海市内の施設を活用するなど、市独自の体験活動となっています。このように、小学校での学びを踏まえた中学校での外国語による体験学習の実施等、小中学校の連携した取組により、児童生徒の英語力、コミュニケーション能力を高めています。

さらに、地域社会や産業を支える人材を育成するために、生まれ育った西海市のことを学ぶことも必要です。西海市の産業に携わる方々からの講話や、実際の体験、交流等を通して、郷土に愛着や誇りをもつための教育活動を推進しています。

(施策の方向性)

<p>●グローバル化に対応した英語教育の推進 充実した英語教育の取組を通して、児童・生徒の英語の関心・興味を高め、グローバル化に対応できる資質や能力を養います。</p>	学校教育課
<p>●地域の産業に携わる人材の活用 地域の産業に携わっている方々の取組や、活躍について学ぶことで、今後の社会を生き抜く力を兼ね備えた人材の育成を目指します。</p>	学校教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
長崎県学力調査(中学校英語)で60%以上理解している生徒の割合	—	R元は実施無し (R2の参考値35%)	55%	長崎県学力調査(中学校英語)において、正答率60%以上の生徒の割合
エンジョイ・イングリッシュ、エンジョイ・イングリッシュ in 西海 の実施	—	100%	100%	エンジョイ・イングリッシュを小学校、エンジョイ・イングリッシュ in 西海を中学校で実施します。
西海市の産業に携わる人材を教育活動で活用した学校の割合	—	100%	100%	市内の小学校・中学校において、地域の産業に携わる人材を、授業や学校行事等の教育活動で活用した割合。

1-2-1 道徳教育の充実

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。

これからの社会では、グローバル化が進展する中、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となります。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、自ら感じ、考え、他者と対話し、協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えていくことが求められています。

また、小学校は平成30年度から、中学校は令和元年度から「特別の教科 道徳」が実施となっており、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、一人一人の児童生徒が自己を見つめ物事を広い視野から多面的・多角的に考える学習の実現に向けた研修の必要性が高まっています。そのため、授業研究を全ての学校において確実に実施し、道徳授業の質の向上を図っていきます。また、道徳的实践力を身に付けさせるための諸活動をさらに充実させることも求められています。小学校では宿泊体験学習、中学校では職場体験学習、ボランティア活動等の体験学習を計画的に教育課程に位置づけ、取り組んでいきます。

(施策の方向性)

<p>●道徳教育に関する研修の推進 教職員を対象にした研修会を開催し、指導内容の理解と確実な実施を図ります。</p>	学校教育課
<p>●道徳教育の場の充実 職場体験学習やボランティア活動等の体験的な学習を教育課程に計画的に位置付けて実施し、道徳的価値の意義などについて考えを深めるようにします。</p>	学校教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
教職員を対象とした研修会の実施	1回	1回	1回以上	市内の教職員を対象とした道徳教育及び道徳科の研修会を実施します。各学校の道徳教育推進教師を中心に、教科としての道徳教育の理解と実践、評価についての共通理解を図ります。
体験的な活動を道徳教育の内容項目と関連させ実施した学校の割合	—	100%	100%	職場体験等、地域や関係機関と連携した活動を道徳科の内容項目と関連させ、児童生徒の道徳的実践力を高めます。
ハイパーQUのソーシャルスキル尺度の質問項目別回答において「いつもしている」の回答が全国平均を超える割合	—	小：100% 中：100%	小：100% 中：100%	ハイパーQUの小学6年生の「ふだん(自分)の行動を振り返るアンケート」、中学3年生の「日常の行動を振り返るアンケート」の「配慮」に関する質問項目別回答を全国平均と比較します。(文章の簡素化)

1-2-2 ふるさとを学ぶ教育の推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市では、西海市を愛する子供たちを育むことを目的として、ふるさと西海の豊かな自然、誇れる歴史、生き生きと暮らす人々の姿を通してふるさとを学ぶ教育を重視しています。

その推進のために、小・中学校の教員の中から委員を委嘱し、社会科学習の副教材を作成しています。小学校においては「わたしたちの西海市」を、中学校においては「アイラブさいかい I♥西海」を作成し、社会科を中心に郷土を学ぶ学習を進めています。併せて、小学校においては、西海市の歴史や自然、文化、産業などについて学ぶ「西海学」の学習を展開しています。

副教材の作成においては、学習指導要領及び教科書の改訂や、社会の流れに応じて定期的に内容や配列を見直すとともに、児童生徒にとって郷土を身近に感じ、魅力に気付くことのできる充実した内容にしていくことが必要です。

さらに、「西海学」については、平成26年度までは、教育委員会が計画し、各校の6年生を対象に市内の史跡や資料館等をバスで回る見学学習の形態をとっていました。しかし、より高い学習効果を上げ、学力向上につながる取組としていくためには、各校の児童の興味関心に応じた内容の吟味、各教科等との関連・学習のねらい・計画などを明確にして展開していくことが課題です。そのため、地域や学校の実情、児童の発達段階に応じて、各小学校で創意工夫し、魅力ある「西海学」を展開していくことが求められます。

(施策の方向性)

<p>●ふるさとについて学ぶための副教材の充実 小・中学校の社会科学習の副教材について、学習指導要領や教科書の改訂に併せて定期的に見直し、児童生徒が、ふるさと西海についての理解を深め愛着を抱くことにつながるよう内容を工夫し、最新情報の収集により、充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>●各校の特色に応じた「西海学」の展開 各校の創意工夫による「西海学」の展開により、児童生徒が「ふるさと」に対する理解や愛着を深められるようにします。</p>	<p>学校教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
地域を学ぶ副教材の作成	小学校3年生 中学校1年生 に配付	小学校3年生 中学校1年生 に配付	小学校3年生 中学校1年生 に配付	定期的に見直しを図り、内容を工夫して作成し、全ての小学校3年生と中学校1年生に配付します。
創意工夫ある「西海学」を実施した学校の割合	100%	53.8%	100%	各小学校で「西海学」を実施します。 ※実施小学校/小学校数×100

1-2-3 読書活動の推進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

本市では、平成25年3月に策定した「西海市第2次子供読書活動推進計画」、平成30年2月からは「西海市第3次子供読書活動推進計画」に沿い、読書活動の充実を図ってきました。「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成率は、令和元年度末には、小学校130.2%、中学校110.1%と大きく伸びを見せています。また、学校図書館司書に加え、学校図書館運営補助員が配置されたことや図書システムが導入されたことにより、小中学校間の連携をはじめ地区内での連携が深まり、読書活動の推進がなされています。しかしながら、令和元年度の全国学力・学習状況調査における、本市の小学6年生、中学3年生の読書をする時間は、全国平均を上回っているものの、あまり伸びが見られず、1日30分以上読書をする児童生徒の割合は、それぞれ39.0%、33.7%にとどまっています。本調査において、児童生徒の読書時間と平均正答率の関係については、1日30分以上読書をしている児童生徒の方が全く読書をしない児童生徒より平均正答率が高い傾向にあるという結果も示されました。

このことから、学校においては、教育課程の中に読書活動を取り入れたり、家庭学習の中に読書を取り入れたりするなど、平日における児童生徒一人一人の読書時間を増やすことが求められています。学校図書館においては、蔵書率を充足させるとともに、計画的な廃棄、購入を行い、児童生徒の興味・関心を高め、読書や学習に役立つ図書を増やすことで図書室利用者数や貸出冊数の増加を図ることが必要です。さらには、学校図書館司書、学校図書館運営補助員の研修の場や情報交換の機会を充実させ、小中間、地区内、地区間の連携をさらに高め、一体となって読書活動を推進することが求められています。

（施策の方向性）

<p>●平日の読書習慣の確立 学校においては、教育課程の中に読書活動を取り入れたり、家庭学習の中に読書を取り入れたりするなど、平日から読書に親しむ児童生徒の育成を図ります。</p>	学校教育課
<p>●蔵書率の充足 計画的な廃棄、購入を行い、児童生徒の興味関心を高める図書を増やしていきます。</p>	学校教育課
<p>●学校図書館司書等の適正配置と研修の充実 中学校に4名の学校図書館司書、小学校に6名の学校図書館運営補助員の配置を目指します。運営補助員は、小学校2校を兼務し、読書活動の推進を図ります。また、定期的な研修会を通して図書館教育への理解を深め、読書活動のより一層の充実を図っていきます。</p>	学校教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
平日の読書時間の割合（1日30分以上）	小6：30.2% 中3：34.2%	小6：39.0% 中3：33.7%	小6：100% 中3：100%	各学校の図書主任、学校図書館司書等への指導を通して、平日における読書タイムの確実な実施と家庭読書の啓発を図っていきます。
「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成率	小：119.4% 中：99.1%	小：130.2% 中：110.1%	100%以上	小中学校とも蔵書率を充足させるために、計画的な廃棄、購入を行います。各校の図書主任、学校図書館司書等との連携を一層深め、児童生徒の興味関心を高めるために蔵書内容の充実を図っていきます。
本土部の学校に学校図書館司書等を配置する割合	100%	100%	100%	江島、平島を除く、中学校に4名の学校図書館司書、小学校に6名の学校図書館運営補助員を配置します。運営補助員は、小学校2校を兼務し、読書活動の推進を図ります。

1-2-4 不登校等の子供への支援

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

市内の小中学校における不登校児童生徒(病気以外で30日以上欠席がある者)は、令和元年度において、小学生は12人(0.96%)、中学生が27人(4.8%)で、やや増加に転じています。不登校の原因は、本人に関わる問題や家庭における問題、友人関係をめぐる問題、学業不振等、様々です。各学校においては、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、児童生徒の心の健康状態の把握に努め、学校をあげて組織的に不登校対策に取り組んでいます。また、不登校以外にも、様々な問題を抱えた児童生徒に対して、本市は県や関係機関等と連携した教育相談体制の整備に努めています。

しかし、依然として不登校等の問題を抱えた児童生徒は存在しており、その問題は複雑化・困難化し、教員だけで対応するのは質的にも量的にも難しくなっています。本市では、適応指導教室において不登校児童生徒やその保護者への指導・支援を行っています。また、学校との連携を図り、定期的な情報共有や家庭訪問等も行っています。今後も、このような取組を向上させることにより、教員の負担軽減も含めた教育相談体制の充実を図ることが今後の課題です。

(施策の方向性)

<p>●教育相談体制の整備 心の教室相談員を各中学校に配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制を整備し、不登校に対する初期対応及び自立支援を充実します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>●「適応指導教室」の充実 西彼地区、大崎地区に開設している「適応指導教室」の利用状況に応じて、指導員を適切に配置するとともに、「適応指導教室」において不登校児童生徒やその保護者に対し、充実した指導・支援を行います。また、学校との連携を図り、定期的な情報共有や家庭訪問等を行い、不登校児童生徒の自校教室への復帰につなげます。</p>	<p>学校教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
不登校児童生徒の改善率	50%	33%	100%	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」及び「月例不登校(傾向)児童生徒報告」を基にした改善傾向にある児童生徒数から不登校児童生徒の実態把握を行い、適切な対応につなげます。
適応指導教室指導員の適切な配置	1名	1名	1名	「適応指導教室」の利用状況に応じて、適切に指導員を配置し、不登校児童生徒やその保護者に対し、充実した指導・支援を行うとともに、学校との連携を図り、定期的な情報共有や家庭訪問等を行い、不登校児童生徒の自校教室への復帰につなげます。

1-2-5 いじめや差別のない 学校づくり

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

本市においては、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止基本方針が策定されたことを受け、各学校において、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有し、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する適切な対処」に努めているところです。令和元年度の各学校からのいじめの報告件数は小学校が23件、中学校が11件でした。

近年は、インターネットの普及とともにSNS等によるいじめ問題が深刻化するなど、いじめの要因は複雑化、多様化しています。そのような中、児童生徒一人一人の人権を尊重し、いじめについての正しい認識を児童生徒、教職員、保護者がしっかりと共有すること、いじめや差別のない学校づくりを推進することは学校に課せられた大きな責務です。

今後も、各学校では、いじめや差別の防止に向けた取組及び、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の重要性について全教職員が共通認識することで組織的な体制をより強固なものとし、いじめを見逃さない、安心して過ごせる学校づくりに努めていきます。

（施策の方向性）

<p>●いじめを見逃さない、安心して過ごせる学校づくり</p> <p>各学校の教職員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等と連携しながら、いじめ問題の未然防止に努めたり、いじめ問題への適切な対処や早期解決を図ったりする等、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを推進していきます。</p>	学校教育課
<p>●いじめ防止対策の推進</p> <p>各学校において、いじめの早期発見・早期解決に向けた組織的な体制を築き、いじめ防止に向け、日常の教育活動の充実に努めます。</p>	学校教育課
<p>●学校における人権教育の推進</p> <p>児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、児童生徒が人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養うよう、人権教育の視点を大切にされた教育活動の展開に努めます。</p>	学校教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
いじめ解決の割合	小100% 中100%	小100% 中100%	小100% 中100%	各学校における、いじめの発生状況や、解決に向けた取組及びその後の見守りの状況等を月例報告や各学校に対する聞き取りにおいて確認し、実態把握を行うことで、未然防止や早期発見、早期解決につなげます。
学校におけるいじめの問題に対する日常の取組実施率	小69% 中61%	小80% 中74%	小100% 中100%	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中の「学校におけるいじめ問題に対する日常の取組」に対する項目から、各学校でのいじめ問題に対する日常的な取組状況を確認し、いじめ防止につなげます。

1-3-1 健康教育、安全教育、防災教育の推進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

各学校では、日常の健康観察等を通して児童生徒の健康の把握に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着に向けた保健指導を推進しています。また、学校における安全教育の取組としては、避難訓練や交通指導、学校施設の安全点検などがあり、児童生徒の健康で安全な活動を支援する取組が行われています。

しかし、児童生徒の現代的健康問題は、各種感染症、喘息、アレルギー疾患等、多様化・深刻化の傾向であるとともに、様々な事故や事件、自然災害など、児童生徒を取り巻く環境から、児童生徒の安全を守る必要があります。

（施策の方向性）

<p>●健康教育の推進 「は・あ・と・ふ・る」運動を推進し、学校・家庭・地域が連携した取組により、「早寝・早起き・朝ご飯」の基本的な生活習慣の定着に努めます。はみがきの習慣化に取り組むとともに、市の保健部局等と連携し、フッ化物洗口の取組を支援します。</p>	学校教育課
<p>●安全教育の推進 学校の実態に応じた自然災害対策や火災対策、不審者対策等の避難訓練を推進し、警察署や消防署等の関係機関と連携した安全教育に努めます。PTAや地域の協力を得ながら、登下校時の安全確保や不審者対策に努めます。</p>	学校教育課
<p>●防災教育の推進 地域の実態に応じた防災教育を推進し、児童生徒が主体的に災害に強い地域づくりについて考えていくことができるように努めます。また、令和3年度西海市地域防災計画により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地するとして要配慮者利用施設に指定された学校が整備する避難確保計画の作成等について支援します。</p>	学校教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合	小98.7% 中96.8%	小97.3% 中94.3%	100%	「は・あ・と・ふ・る」運動を推進し、学校・家庭・地域が連携した取組により、「早寝・早起き・朝ご飯」の基本的な生活習慣の定着に努めます。
う歯罹患者の割合	小17.2% 中39.1%	小10.7% 中30.7%	小15%以下 中30%以下	歯磨きの習慣化に取り組むとともに、う歯予防のための啓発を行います。
避難訓練の実施率	100%	100%	100%	学校の実態に応じた自然災害対策や火災対策、不審者対策等の避難訓練を推進し、警察署や消防署をはじめとした関係機関等と連携した安全教育に努めます。

1-3-2 学校体育の充実と体力の向上

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

長崎県体力・運動能力テストの結果から、本市の児童生徒は、小・中学校ともに、20mシャトルラン・持久走の成績が高く、反復横とびも高い傾向にあります。一方、長座体前屈に関しては、小学校低学年は高い傾向ですが、学年が進むにつれて低くなる傾向にあります。

児童生徒の体力の向上については、「体力向上アクションプラン」の計画に沿って、各校の体育授業の充実を図るとともに、発達段階に応じた運動部活動の充実が重要であります。また、児童生徒が運動を好きになり意欲的に運動に取り組むような体育指導の在り方や、部活動の指導力の向上を図ることが必要です。

（施策の方向性）

<p>●児童生徒の体力の向上 体力・運動能力テストの結果から、課題である運動については、関連する補強運動等を体育授業の準備運動等に継続的に行うなど、意図的、計画的に取り組むなど、体力の向上を図る工夫を行うよう指導を行っていきます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>●部活動指導者の指導力の向上 運動部活動の在り方や効果的な指導法について、講義等を行い、指導力の向上と運動部活動の活性化を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
<p>体力テストの結果において、全国平均を上回った種目の割合</p>	<p>46.7%</p>	<p>55.9%</p>	<p>60%</p>	<p>教科体育の目標である「生涯にわたって豊かなスポーツライフの実現」に近づくために、その基礎となる体力の向上が重要であるとともに、児童生徒の体力の分析や実態に応じた指導計画及び実践を行います。</p>
<p>部活動指導者講習会の実施</p>	<p>0回</p>	<p>2回</p>	<p>2回以上</p>	<p>指導者を対象とした運動部活動の講習会を開催し、運動部活動の意義や活動中の事故防止等に対する理解を深めるなど、指導者の資質の向上を図ります。</p>

1-3-3 学校給食・食育の充実

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

近年、食の安全について深刻な問題が発生する中、本市では豊富な農産物に恵まれ、学校給食において西海市産の安全な食材が確保されております。これからも生産者の顔が見える食材の仕入れや農薬の使用状況が把握できる地域性を生かし、安全な地場産物の使用を継続する必要があります。学習指導要領では、小学校の生活科や家庭科等、中学校の家庭科や保健体育科等の授業を通じた食育の指導が求められ、学校教育活動全体として取り組むことが必要であるとしています。

そのために、これまでに組織されていた栄養教諭や栄養職員を中心とした食育推進体制の強化が課題となります。

また、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準を踏まえ、随時施設の点検に努め、設備の整備、改善、更新等の措置を講じるとともに、今後は学校規模に応じた給食施設の適正化を図ります。

(施策の方向性)

<p>●安全な食材の確保 安全な食材の確保のため、西海市産の農産物の使用を推進します。</p>	学校教育課
<p>●食育の推進 学校において、全職員で食育を推進するとともに、児童生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践していくことができるようにします。</p>	学校教育課
<p>●施設、設備の充実 施設の点検、実態把握を行い、設備の充実に努めます。</p>	学校教育課
<p>●学校給食施設の適正化 各小中学校の児童、生徒数や学校数を踏まえ、学校給食施設の適正化を行います。</p>	学校教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
西海市産の農産物の使用率	59.5%	66.7%	70%	学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子供に伝達する取組を促進する。
学校における食育に関する行事の実施率	85.7%	78.9%	100%	家庭や地域と連携しながら、食に関する指導を行うことで、食生活を向上したり、食に関する関心を高めたりする。
学校給食共同調理場の適正化	未策定	計画策定	適正化	各小中学校の規模に応じた適正化を行います。

1-4-1 教職員研修の充実

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市は、本市教育方針の具現化に向け、教職員の資質向上、指導力向上を目指した研修会を積極的に実施してきました。近年の教育課題を解決し、児童生徒に確かな学力を養うためにも教職員研修の充実は、今後も不可欠です。

本市では、担当者が定期的集まる研修会と自主的に自己の研鑽に努める選択制の研修会を実施しています。各省令主任、養護教諭、栄養教諭及び特別支援教育コーディネーター等を対象とした定期研修では、主に校務分掌に関する研修を行います。研修を行い、教職員の資質・指導力向上を図ることで、担当する校務分掌や学校の活性化につながります。

選択制研修は、教職員個人の興味・関心・意欲に応じた研修を選択して行う研修で、夏季研修として実施しています。選択制研修も教職員の資質・指導力の向上につながり、研修したことを児童・生徒の指導に生かすことができます。

両研修会とも近年の教育課題に対応し、児童・生徒の指導に効果を上げていくために、研修内容の充実、専門的講師の招聘、研修の適切な回数等の検討を行っていくことが課題です。

(施策の方向性)

<p>●定期研修会の充実 児童・生徒の実態、学校の実態に合った研修会を充実させます。</p>	学校教育課
<p>●選択制研修の充実 専門性の高い講師の指導を受け、教職員の指導力を向上させます。</p>	学校教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
定期研修会での充実度割合	—	100%	100%	各研修会でのアンケートで、研修会の充実度を4段階で評価する。満足の割合を目標値とする。
選択制研修会の実施回数	4回	4回	5回	教育課題にあった研修会を、主に夏季休業中に5回以上実施する。

1-4-2 校内研究の推進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

学校における校内研究の充実、学校の実態に即した研修を行うことで児童・生徒の変容、教職員の資質・指導力の向上に大きな役割を果たしています。また、新学習指導要領の全面实施（小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から）やGIGAスクール構想の推進などに対応していくためにも校内研究の充実は必要不可欠です。

校内研究を充実させていくために、各校、全教員が研究授業を行うように取り組んでいます。道徳の研究授業においても、各校で実施し、授業研究会を行うように取り組んできました。研究授業を行い、教職員全体で研鑽を積むことは、教材研究を深め、指導力の向上につながっています。

各校の校内研究をより一層推進、充実していくために、新しい教育情報、効果的な指導法を常に学んでいかなければなりません。そのために、指導主事が各校の校内研究を通して、新しい教育情報、指導法を示し、各校が具体的な実践を行い、指導力や教員の資質の向上につなげています。

また、教育課題に対応した市研究指定校や市の特色を生かした内容の市研究指定校を決めています。研究指定校の研究の成果・課題を市全体で共有し、各校の取組にいかに取り入れていくかが今後の課題です。

（施策の方向性）

<p>●校内研究の充実 各校に指導主事を派遣し、校内研究の指導や支援を十分に行い、教職員の資質・指導力を向上させていきます。</p>	学校教育課
<p>●研究指定校の支援 研究指定校の研究を支援し、研究の成果・課題を共有できるようにします。</p>	学校教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
校内研究への指導主事及び教科等指導員の派遣実施回数	52回	60回	55回	「校内研究への指導者招聘」「研究発表会」「学校訪問」等での指導や支援の回数 ※R4から統廃合に伴い学校数2減となることを踏まえて、目標値を設定している。
研究指定校数	5校	9校	6校	「文部科学省指定」「長崎県教育委員会指定」「西海市教育委員会指定」の研究指定校数 ※R4から統廃合に伴い学校数2減となることを踏まえて、目標値を設定している。



教師の校内研究

1-5-1 幼・保・認こ・小連携の推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

幼稚園・保育所（園）・認定こども園における幼児期の教育と、小学校における児童期の教育は、子供の発達や学びの連続性を保障するために、両者が円滑に接続し、連続性と一貫性が確保される必要があります。

本市では、各園等と小学校間で必要な情報を引継ぐための連携の機会を設けており、児童理解と必要な支援に関する情報共有や提供につながっています。また、学校行事に園児を招き、一緒に参加する取組を展開することで、両者それぞれに有意義な交流にしていくために、各学校で工夫しています。

今後、連携に留まらず効果的な接続を目指していくためには、保育及び教育課程の編成や指導方法の工夫により、幼児教育と小学校教育のギャップをより小さくするための効果的な取組を共有し、研修体制を整え充実させていくことが課題です。

(施策の方向性)

<p>●幼稚園・保育所（園）等と小学校とのより一層の連携推進 幼稚園・保育所（園）等から小学校への就学移行期における子供の特性理解と集団生活への円滑な適応に向け、小学校と各園等の教職員間の連携を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>●幼・保・認こ・小・中・高の教職員の合同研修の機会の充実 西海市の子供たちに関わる幼稚園、保育所（園）等と小・中・高の教職員が、子供の発達や学びの連続性を踏まえて、ねらいや課題を共有して合同で研修する機会を充実していきます。</p>	<p>学校教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
<p>幼・保・認こ・小の教職員間の連携の実施割合</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>各小学校単位で連携が必要な園等に対して、「連携のための交流」ができた園等の割合を算出します。各校の数値から市全体の平均を求めます。 ※連携のための交流ができた園等の数／小学校が連携する園の数（就学予定児が通う全ての園等）×100</p>
<p>幼・保・認こ・小・中・高の教職員合同研修会の回数</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>2回</p>	<p>幼・保・認こ・小・中・高の教職員の合同研修会の実施回数</p>

1-6-1 教職員の働き方改革の推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

学校における働き方改革は、教師のこれまでの働き方を見直すことで、教師が自らの人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を実現することを目的としております。

これまで、本市においては、定時退校日や部活動休養日の設定、年休取得の促進等を進め、令和元年度には、ICカードによる出退勤時刻の把握及び指導に取り組んできました。また、執務指針の見直しにより、学校からの文書報告等の効率化を図ってきました。

さらに、令和2年度には、「西海市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を施行し、その推進に取り組んでいるところです。

その結果、市内小中学校に勤務する教職員の超過勤務時間が減少し、確実に成果が表れてきました。しかしながら、特定の時期に業務量が過度になり、超過勤務時間が増加する傾向があります。特に、中学校においては、部活動の指導による業務の負担や勤務時間の増加が見られます。

このようなことから、今後も、学校の業務の負担を軽減する取組等を推進するとともに、積極的に人的支援を行うことが課題となります。

(施策の方向性)

<p>●学校の負担軽減と超過勤務時間の改善 学校における業務の負担軽減を図る取組や超過勤務時間の改善等を推進します。</p>	学校教育課
<p>●中学校部活動に対する支援 中学校の部活動に関する教職員の負担を軽減するため、本土部全中学校に人的支援を行います。</p>	学校教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
超過勤務時間の把握及び業務負担軽減に取り組む学校の割合	—	100%	100%	「西海市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づく取組を進めている学校数
部活動指導員の配置 (人)	—	4人	8人	市内本土部に配置された部活動指導員の人数

【重点政策 2】

いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

主要施策1 学習環境の充実	
2-1-1	社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備
2-1-2	図書サービスの向上
2-1-3	子供の読書活動の充実

主要施策2 公民館活動の活性化	
2-2-1	公民館を核とした地域教育力の向上及びネットワークの整備

主要施策3 人権教育の推進	
2-3-1	人権教育及び平和教育の推進

さいかい電子図書館オープンしました！'."/>

さいかい電子図書館（サイト画面）

2-1-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

生涯学習は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、心豊かで生きがいのある人生を送るために、一人一人が自由な意思に基づいて自分を磨き上げるために行う学習活動です。

生涯学習を通じて、他者や地域との繋がりを深めることが期待されていますが、スマートフォンやインターネット等による著しい情報化社会の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化などによって、地域のつながりの希薄化がすすむことが懸念されています。

本市においては、地理的に集落が分散しているため、地域の公民館を学習拠点として仲間づくりを推進してきておりますが、社会教育講座や各公立公民館が開設する講座は内容や受講者の固定化が見られるとともに、核家族化の進行により、子供が家庭や地域の中で様々なことを学ぶ機会が減少している傾向が見られます。

このため、社会情勢に対応した情報機器の操作研修やオンラインによる講座など、新しい取り組みを導入するとともに、近年の気候変動などによる災害の激甚化に対する防災教育を設けるなど、若年層を含む幅広い世代の市民が有益で魅力を感じ、受講したいと思わせる環境と内容の充実を図る必要があります。

さらに、市民が自主的に行っている趣味講座や稽古事等、自分が学んだことを地域や社会に還元するための、生涯学習の拠点施設である公民館をはじめとした社会教育施設が経年劣化による老朽化が進んでいるため、統廃合を含めた施設の在り方の検討や計画的な改修を行うことが必要です。

（施策の方向性）

<p>●学びの支援体制の充実</p>	<p>高度情報化社会における学びの形として、また、いつでもどこでも学ぶことができる支援体制を充実させるため、インターネットを活用した研修会や講座の開設と普及を目指します。これらの取り組みによって、全世代に魅力があり、生涯、学び続けることができる環境の構築を目指します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●社会教育施設の適正な維持管理及び有効活用</p>	<p>市民がいつでもどこでも学べる生涯学習の場を提供するため、老朽化した公立公民館を含む社会教育施設について、施設長寿命化計画に沿いつつ、緊急性を勘案しながら大規模改修を含めた計画的な改修や修繕によって、社会教育施設の適正な維持管理に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
情報機器操作やオンラインに関する研修、オンラインによる講座などの開設数	—	0講座	1講座以上	情報機器操作やオンラインに関する研修、オンラインによる講座などの開設数
社会教育講座開設数	15講座	20講座	20講座以上	各地区社会教育指導員が実施した社会教育講座数
既存社会教育施設整備事業の実施施設数	—	年間1施設	年間2施設	社会教育施設等長寿命化計画に基づき設計・改修した施設数

2-1-2 図書サービスの向上

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

本市は広域で離島を抱える地理的環境にあり、市民が日常的に公立図書館（2館）や公共図書室（3室）を気軽に利用できない環境を補うため、1枚の図書利用者カードで市内の公立図書館等の資料が貸出しできる図書システムを構築し、市内の蔵書であれば他館で借りることも可能です。

また、ミライオン図書館を中心とした「とりよせくん」や「遠隔地返却サービス」等を行うことにより、市内の公立図書館（室）に蔵書がない場合でも即座に貸出し対応可能なサービスを行っております。

今後は、構築されている市外も含めた他館蔵書の貸出し返却サービスの周知に努め、利用者の相談に応えられるレファレンス機能の充実と併せ、地域のニーズに沿った更なる蔵書の充実を図ることが必要です。そのためにも、専門知識を有する資格保持者の雇用に努めていく必要があります。また、高度情報化社会に対応すべく、図書館に直接行かなくともインターネットを介して書籍を借りることができる電子図書館システムの利用促進を図ります。

（施策の方向性）

<p>●蔵書の充実 市内図書館（室）の開架蔵書・閉架蔵書の精査や各利用者層のニーズを把握して、蔵書の充実を図ります。</p>	社会教育課
<p>●レファレンス機能の充実 住民の多種多様化、高度化したニーズに柔軟に対応できるよう、各公立図書館（室）に勤務する職員の各種研修の充実を努め、各図書館（室）、特色のあるレファレンス機能の充実を図ります。</p>	社会教育課
<p>●有資格者の配置の充実 図書館（室）に勤務する職員には、書籍に関する高度な知識が求められているため、職員の常駐する図書館（室）において、司書資格・司書補資格保持者の配置を目指します。</p>	社会教育課
<p>●電子図書館システムの利用促進 市ウェブサイトや広報誌を活用するとともに、市内小・中学校や社会教育施設への利用案内に努め、いつでも・どこでもインターネットを介して書籍が借りられるサービスの利用促進を図ります。</p>	社会教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
図書館利用者数	32,879人	33,925人	34,500人	市内公立図書館（室）の館内利用実績目標値を上げていきます。
貸出し資料数	117,254冊	121,422冊	123,000冊	貸出し実績冊数（館内・移動・団体）の目標値を上げていきます。
有資格者の配置人数	7人	6人	8人	高度な住民ニーズに対応するため、有資格者の配置目標値を上げていきます。
電子図書館における貸出し資料数	0冊	0冊	1,200冊	貸出し実績冊数の目標値を上げていきます。（月100冊）

2-1-3 子供の読書活動の充実

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

子供の読書活動は、『子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものに、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの』（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、市民協働で読書推進の風土を醸成して、子供の読書の推進を図っていく必要があります。

本市では、1次計画、2次計画を経て、平成30年に「西海市第3次子供読書活動推進計画」を策定し、様々な事業に取り組んでいます。乳幼児には幼少から本に親しむことを目的に「ブックスタート」を実施し、学校には団体貸出しサービスや移動図書館サービスを実施し、読書が生活習慣の一部となるような取組を継続する必要があります。

今後も策定されている計画を踏まえ、子供たちの発達段階に応じた読書の楽しさや学ぶ喜びが体験できるよう、読書に親しむ機会の提供や環境整備を充実させ、子供を取り巻く全ての大人が読書活動に理解と関心を高める啓発活動が必要です。

（施策の方向性）

<p>●子供の発達段階に応じた読書活動の推進 乳児健診時で絵本を通しての親子のコミュニケーションの大切さを伝えるブックスタートを実施します。また、年に1度開催している『図書館まつり』や毎月定期的に各図書館（室）において『おはなし会』を開催し、子供に限らず参加した全ての方に対して、本の世界に触れる機会や読書に親しむ機会を創出します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●団体貸出し、移動図書館の充実 市内保育所や幼稚園等への団体貸出しサービス、市内小学校への移動図書館サービス及び団体貸出しサービスなど発達段階に応じ実施し、本の魅力に触れる機会を提供します。</p>	<p>社会教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
乳児健診時のブックスタート実施率	100%	100%	100%	月1回の乳児健診時にブックスタートパックセットを受け渡ししながら読書の大切さをお知らせします。
図書館まつりの開催	1回	1回	1回以上	本市の公立図書館（室）主催の図書館まつりを毎年1回、各地区巡回方式で開催します。
団体貸出し・移動図書館の実施箇所数	—	団体27/33カ所 移動9/13カ所	団体30/33カ所 移動10/11カ所	団体：幼保、認こ、小学校 移動：小学校

2-2-1 公民館を核とした地域教育力の向上及びネットワークの整備

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

公民館は、市民の学習・教養の向上、文化活動や交流・連帯等を図る地域コミュニティの拠点の場として、大きな役割を持っています。

本市においては、現在設置している9つの公立公民館（類似施設を含む）の活動に加え、自治公民館活動を支援するとともに、市民の身近な小学校区を単位とした校区公民館の設立を検討してきました。

現在、公立公民館未設置の地域においては、公立公民館に関する協議を関係者と継続的に行っていますが、公立公民館として再編するには、現状の自治公民館活動が充実していることや公立公民館の拠点施設の設置に関する地理的課題がでてきたため、関係者との協議の場を維持しつつ、地元からの理解と協力が得られるような公立公民館の組織づくりを進めて行く必要があります。

更に、益々進む少子高齢化と人口減少の中で集落自体の維持も見据えるには、これまでの公民館活動に限定されない総合的な行政窓口機能や地域自治の拠点となる施設への転換など、首長部局も含めた抜本的な地域コミュニティの在り方の検討をしなければならない状況にあると言えます。

また、地域の各世代に根ざした公民館活動を展開するためには、各地域の特色を生かした講座や地域課題に基づく講座を積極的に取り入れ、主体的な学習活動が展開できるよう公民館機能の強化が求められます。

そのためには、館長・主事・書記をはじめとする市内公民館活動を担う役員等の資質向上を図るための研修や、情報交換及び活動経験の交流を行う場を提供するなど、これまで以上にネットワーク体制の整備を図る必要があります。

（施策の方向性）

<p>●公立公民館及び自治公民館への支援による地域教育力の向上 公立公民館に対して、各地域の実情に応じた組織づくりの支援を行います。 また、身近な学習機関である自治公民館の「モデル的な取組に対しての財政支援」を行い、地域教育力の向上を図ります。</p>	社会教育課
<p>●公民館役職員の育成とネットワーク体制の整備による公民館機能の充実 公立・自治公民館役職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する人材発掘及び育成を目指します。また公民館連絡会議の開催によって各公民館のネットワークの整備を行い、地域における公民館機能の充実を図ります。</p>	社会教育課
<p>●継続できる公民館活動の推進 少子高齢化や人口減少などから地域集落の縮小が進行していく中で、地域コミュニティの核となる公民館を拠点とした地域づくりの支援を行います。また、今ある公民館事業を維持充実させ、住民の負担軽減を図るための組織改編など地元関係者と継続的な意見交換を行いながら持続可能な公民館活動を推進します。</p>	社会教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
自治公民館モデル事業実践館数	5館	15館	16館	市内自治公民館71館を対象として、自治公民館活動を支援し、地域教育力の向上を目指します。
公民館連絡会議の開催	1回	1回	1回	公民館連絡会議を年1回継続して開催します。
地域公民館活動に資する地元関係者との会合数	—	7回	1回以上	公立公民館未整備地区に対して、地元関係者との協議の場を継続して設置します。

2-3-1 人権教育及び平和教育の推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市においては、『市民みんなで取り組む人権教育・啓発の推進』を基本方針として、行政・地域・学校が連携し、『西海市人権のつどい』を毎年開催し、あらゆる場に応じた人権教育・啓発活動を推進しています。

現代社会における人権問題は女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人に関する課題から、現在重要視されているLGBTsと呼ばれる性に対する課題など多様化しています。

多様化する社会で人権が尊重される社会を実現する担い手は、社会を構成する全ての人々であり、市民自らが人権問題を自分の問題として捉え、日常生活の中での態度や行動として根付くことが必要となります。そのためには、人権について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、態度や行動に現れるようにすることが重要であり、学校において人権集会や年間を通じた教育課程で人権について学ぶとともに、社会全体として継続的に人権について学ぶ生涯学習講座の開設や研修機会の創出が必要です。

平和教育については、8月9日の県民祈りの日の平和集会をはじめ、西海っ子の心を見つめる教育期間中に被爆体験講話等の活動を実施するなど、計画的な取組を行っています。しかしながら、語り部の高齢化に伴い、被爆体験講話の実施が困難になってきている現状を踏まえ、平和学習の内容についての工夫を図りながら、今後も積極的に平和教育を進めていくことも求められています。

(施策の方向性)

<p>●社会における人権教育の推進 学校・家庭・地域全体が連携して取り組む組織づくりを進めるとともに、地域における人権教育の研修機会の充実に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●学校における人権教育、平和学習の推進 人権教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養うよう、人権教育の視点を大切にされた教育活動の展開に努めます。また、平和学習については、平和集会、被爆体験講話、映写会等、学校行事を効果的に計画し、教育課程全体の中で平和に関する学習等を積極的に進めるとともに、平和に関わる図書の整備や充実に努めます。(人権教育については再掲)</p>	<p>学校教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
人権教育に関する講演会・研修会の参加者延べ数	531人	396人	550人	『西海市人権のつどい』参加者数及び各地区で開催される人権研修会参加者数。
人権集会、平和集会の実施校の割合	100%	100%	100%	各校年1回の平和集会、人権集会の確実な実施を図ります。集会を開催するにあたっては、外部講師を招へいしたり、ワークショップ型の活動を取り入れたり、地域・保護者を交えたりするなど特色ある取組をとおして児童生徒の人権感覚の健全な育成を目指して推進していきます。

【重点政策 3】

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

主要施策1 家庭の教育力の向上	
3-1-1	保護者への子育て支援
3-1-2	P T A 連合会活動への支援
3-1-3	学校・家庭・地域の連携推進

主要施策2 青少年の健全育成	
3-2-1	青少年関係団体の活性化
3-2-2	青少年の体験活動の推進
3-2-3	青少年を有害環境から守る取組の推進



新春かるた大会「百人一首」

3-1-1 保護者への子育て支援

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

近年、子育てを取り巻く環境の変化が大きく、全国的な少子高齢化に伴う地域社会の活動の縮小や核家族化と共働き世帯増加に伴う保護者が子育てのために学ぶ機会が減少し、一方で子育てに無関心な保護者が増加しています。

また、情報化社会が進み、個々の価値観が多様化する中で保護者が抱える子育ての悩みはこれまでより高度化・複雑化しており、児童虐待や少年非行等の問題に発展する恐れもあり家庭の子育て支援は急務と言えます。

家庭は子供にとって最初の人間形成の場であり、その後の人生を大きく左右するものです。本市では、幼児期から思春期の子供を抱える保護者の悩み解決のため、各幼稚園、保育園(所)、認定こども園、小・中学校の保護者会やPTA等を学習主体とし、子育て世代の保護者が家庭教育の在り方、地域社会で培われた知識や経験を学ぶ機会を支援し、社会全体として子育てに取り組める環境整備が必要です。

(施策の方向性)

<p>●保護者への家庭教育の支援 家庭教育の主体である保護者が学ぶ、各幼稚園、保育園(所)、認定こども園、小・中学校の保護者会やPTA等が主催する『家庭教育学級』を支援します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●家庭教育講座開設 各地区社会教育講座及び各地区公民館講座で家庭教育に関する講座を開設し、子育て世代に向けた学習機会を提供します。</p>	<p>社会教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
家庭教育学級の開催支援数	13学級	15学級	20学級	各幼稚園、保育園(所)、認定こども園、小・中学校の保護者会やPTA等が主催するもの。
公民館における家庭教育講座開設数	-	3講座	5講座	各地区公立公民館講座として(5地区)開催するもの。



家庭教育学級 (オンライン受講風景)

3-1-2 P T A 連 合 会 活 動 へ の 支 援

SDG s (持 続 可 能 な 開 発 目 標)



(現 状 と 課 題)

現代社会では共働きの家庭が増加し、P T A 活動に参加する保護者の減少や、P T A 活動そのものに無関心な家庭が増加しています。P T A 連合会は各学校のP T A をつなぐ役割があり、その大きな1つとして、各学校のP T A 関係者や教員を対象とした研修会の実施があります。

各学校のP T A 活動が活性化するためには、P T A 連合会の研修活動や広報活動が必要不可欠となります。P T A 活動の本来の目的は「親（保護者）と教師が互いに協力しながら健やかな子供を育成する。」ことにあり、それぞれのP T A がより良い組織となるために、P T A が担う役割や重要性についてP T A 連合会から学びの機会が提供できるよう、教育行政の支援が求められています。

(施 策 の 方 向 性)

<p>● P T A 組 織 の 育 成</p>	<p>P T A 連 合 会 会 員 研 修 を は じ め と し た 各 種 研 修 会 実 施 を 支 援 し ま す 。 ま た 、 小 ・ 中 学 校 適 正 配 置 事 業 に 伴 い 、 合 併 す る P T A 組 織 運 営 が ス ム ー ズ に 進 む よ う 、 会 員 相 互 の 連 携 を 図 り な が ら 広 報 活 動 に 努 め ま す 。</p>	<p>社 会 教 育 課</p>
<p>● P T A 連 合 会 へ の 支 援</p>	<p>各 P T A が 円 滑 な 活 動 が で き る よ う P T A 連 合 会 に 対 し 、 活 動 支 援 を 行 い ま す 。 ま た 、 「 家 庭 教 育 学 級 」 や 「 子 ど も 体 験 活 動 」 に 対 す る 助 成 へ の 周 知 に 努 め ま す 。</p>	<p>社 会 教 育 課</p>

(成 果 指 標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
P T A 研 究 大 会 及 び 研 修 会 等 の 開 催 支 援	3 回	3 回	3 回	P T A 連 合 会 主 催 の 会 員 研 修 ・ 母 親 委 員 会 研 修 ・ 福 利 厚 生 委 員 会 研 修 (ス ポ ー ツ 交 流) を 支 援 し ま す 。



P T A 会 員 研 修

3-1-3 学校・家庭・地域の連携推進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協力しながら子供たちをみんなで育てていく「共育」が重要です。特に、近年における少子高齢化をはじめとして、情報化社会や核家族化の進展など地域を取り巻く環境は、人とのつながりが希薄化しやすい傾向にあり、以前に比べ連携しづらい状況下にあると考えられます。そこで、学校を核に家庭と地域が連携を再構築し更に深化させることができるよう意見交換の場や協働できる仕組みを作り出すことなどが必要です。

以前から本市において取り組まれている『地域の子供は地域で育てる』という地域との関わりは、年々進む人口減少や高齢化などによる協力者や指導者などの人材不足や上述の社会の変化から縮小されつつあることが懸念されております。人と人との絆の大切さや感謝する気持ち、ルールを守ることなど、子供だけでなく大人も含め全世代に対して必要な心の教育が改めて必要とされています。

（施策の方向性）

<p>●学校運営協議会の活性化による連携強化 学校支援地域本部や学校評議員、学校関係者評価などの取組は、学校と地域の協働関係、信頼関係の土台となります。その土台をもとに更に学校と地域住民等が学校の運営に取り組む学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置や活動の充実に向けて支援し、学校と家庭と地域の連携を強化していきます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●学校支援地域本部等への支援による地域教育の推進 一学区の教職員・保護者・地域住民の代表者が、地域で育む子供像や目指す地域像を共有し、その実現に向けて三者が役割を果たしながら連携・協働するための仕組みとしての学校支援会議が市内の各小中学校に設置されているほか、学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会を組織し福祉部局と連携を図り、地域の豊かな社会資源を活用した教育支援体制の構築を目指しております。それぞれの取組みの支援を行い市民総ぐるみで取り組む教育力の向上を目指します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●市民すべてに向けた心の教育の啓発による土台作り 平成30年度の西海市社会教育委員会が作成した心の教育の啓発運動であるやさしさあふれる「は・あ・と・ふ・る」運動は、市民の方からの発案によって作り出された標語であり、この運動とともに長崎県における「ココロねっこ」運動を推進し市民へ心の教育の大切さの意識浸透を図り、人と人との絆を深め、市民総ぐるみで取り組む教育力の土台を作ります。</p>	<p>社会教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R 8)	指標の説明
コミュニティ・スクール設置校数	0校	1校	10校	西海市でのコミュニティ・スクール設置校数
学校支援地域本部等の会合実施数	-	2回	2回以上	学校支援地域本部等に位置付けられた組織の会合の実施数
心の教育に関する啓発活動の取組数	-	3回	5回以上	各種会合やイベントなどにおいて啓発物資を配布するなど啓発に取り組んだ数

3-2-1 青少年関係団体の活性化

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

子供たちを取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、地域の教育力の充実が求められています。

市内には、青少年育成協議会、子供会育成連絡協議会等の青少年関係団体があり、『地域の子供は地域で育てる』との考えのもと、青少年の健全育成を図っております。しかしながら、各団体において会員の減少や高齢化等により、自主的な活動が困難となってきたことから、次世代リーダーの育成を図ることが喫緊の課題となっています。

今後は、会員自らが活発的な活動内容や今後の方針等を十分に協議し、市内関連団体との連絡連携を図りながら、心の教育である西海市独自の啓発運動の「は・あ・と・ふ・る運動」や長崎県の「ココロねっこ」運動を推進し、青少年活動の健全な発展に寄与することが求められています。

(施策の方向性)

<p>●青少年健全育成活動の支援による青少年の健全育成推進</p>	<p>青少年健全育成のための啓発活動や健全育成大会等を関連団体及び各種関連協議会等と連携を図りながら開催支援を行うことで青少年の健全育成を図ります。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●指導者育成の支援による地域教育力の充実</p>	<p>関連団体と連携を図りながら、子供の成長段階に応じた指導者研修会等への参加を勧め、若手リーダーの育成を目指すとともに、指導者の質の向上を図ることで地域の教育力の充実を目指します。</p>	<p>社会教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
青少年健全育成事業及び啓発活動実施件数	3回	3回	3回以上	西海市青少年健全育成大会などイベント開催や啓発活動回数
指導者研修会の開催支援	1回	1回	1回以上	指導者育成に関する研修会の開催支援回数



ココロねっこ指導者研修

3-2-2 青少年の体験活動の推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

かつて、青少年は地域での遊びや子供会活動などを通して規律や協調性を培ってきましたが、近年、スポーツや外遊び等の体を動かす時間が減少している傾向にあり、自由時間の大半は自分の家や友達の家など屋内にすることが増加しています。また、友達と一緒にいてもスマートフォンやインターネットの普及により、ゲームやSNSの中で、顔が見えない相手とつながる傾向が増加しています。

このため、スポーツや外遊び等の体を動かす活動を意識的に青少年の生活に取り込むよう、特に保護者をはじめとした地域を含めた大人が配慮することが必要です。

このことから、体験型事業を推進している関係機関との連携を図りながら、さまざまな体験活動の場を提供することが求められています。

(施策の方向性)

<p>●子ども体験活動事業の推進 (西海市子ども夢基金) 体験やスポーツ活動を通して、本市の次代を担う子供の健やかな成長を育むため、市内の団体等が行う活動の支援を行うとともに、本事業についての周知徹底を図ります。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●交流及び体験活動の機会の提供 子供たちの自立心や規範意識を養うため、長崎県立西彼青年の家をはじめとする体験活動を推進している関連機関と連携を図りながら学年の枠を越えた交流や、体験活動の情報を提供します。</p>	<p>社会教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
子ども体験活動事業申請対象件数	21件	22件	32件	交付対象申請件数
青少年を対象にした体験・交流事業数	1回	2回	2回	県立西彼青年の家との共催事業『遊楽塾』の実施数 (夏・冬)

3-2-3 青少年を有害環境から守る 取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

近年、情報化社会の進展やSNSの普及など、子供たちを取り巻くメディア情報管理が困難となり、不適切情報の発信や出会い系サイトによる犯罪、SNSをめぐるトラブルなどが表面化しています。

子供にとって有害な社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図るため、本市が実施している有害図書類販売店舗等への立入調査及び白ポストによる有害図書類・がん具等を回収する事業の継続実施や保護者自らが、保護者の責任において、子供たちへ正しい情報モラル教育を促すための意識づくりが急務であるため、スマートフォンやSNS等の利用による心身の成長・発達へ与える影響などについて学習する機会の提供等、青少年を有害環境から守る取組が必要となっています。

（施策の方向性）

<p>●有害情報対策の推進 有害図書類販売店舗等への立入調査や、市内9ヵ所に設置している白ポストによる有害図書類の回収を実施し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</p>	社会教育課
<p>●メディア安全指導員の養成と利用推進 情報メディアの適切な利用法を指導するメディア安全指導員を計画的に育成するとともに、メディア安全指導員を活用した学習会開催支援に取り組みます。</p>	社会教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
有害図書類販売店舗等への立入調査回数	2回	2回	2回	毎年7月、11月に実施する有害図書類販売店舗等への立入調査回数
本市における長崎県メディア安全指導員の登録者数	1人	5人	8人	西彼地区、西海地区、大瀬戸地区、大崎地区に2人ずつ配置



白ポスト回収

【重点政策 4】

安心して学べる教育環境の構築

主要施策1 安心で望ましい教育環境の実現	
4-1-1	地域ぐるみの学校安全体制の構築
4-1-2	学校の適正配置の促進
4-1-3	放課後等の子供たちの居場所づくり
4-1-4	奨学資金制度の拡充
4-1-5	就学支援の充実
4-1-6	市内高等学校の活性化支援

主要施策2 安全で快適な教育施設の整備	
4-2-1	学校施設の改修
4-2-2	学校情報通信技術の整備
4-2-3	教職員住宅の整備



放課後子ども教室

4-1-1 地域ぐるみの学校安全体制の構築

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

全国的に学校や通学路における子供に関わる事件・事故が発生していますが、本市においても、子供が下校途中に不審者に声をかけられたり、写真を撮られたりするなどの事件が起こっています。

このような現状を踏まえ、子供たちが安心して学校や地域での生活が送れるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

（施策の方向性）

<p>●地域ぐるみの安全確保対策 地域ぐるみの学校安全体制充実のため、地域の協力の下、各小学校区に「スクールガード」の組織をつくり、子供の登下校を見守る運動を推進します。また、登下校時等の安全確保を図るため、集団登下校や地域住民や保護者による取組を推進したり、通学路の安全点検を実施したりするなど、家庭や地域の関係機関・団体と連携した学校の安全管理に努めていきます。</p>	<p>学校教育課</p>
---	--------------

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
関係機関やPTA等が協力して児童の登下校を見守っている小学校の割合	100%	100%	100%	児童の登下校時における校区内の巡回・見守り活動等の安全指導を行うほか、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりの支援、校区内の保護者や地域住民による見守り活動協力者との連携を図ります。



登校時のボランティア活動

4-1-2 学校の適正配置の促進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

近年、核家族化に加え、少子高齢化の急速な進行が顕著であり、特に西海市においては全国的な水準を上回る少子高齢化が進み、その結果、児童・生徒数が減少し、市内小中学校では小規模化や複式学級の増加が加速している現状になっています。

このような中、平成20年8月に答申された「西海市立小・中学校適正配置基本計画」を基に地区ごとの実施計画によって適正配置を推進し、西海中学校（平成24年度統合）、大崎中学校（平成25年度統合）、大瀬戸小学校（平成25年度統合）及び西海小学校（平成28年度統合）並びにときわ台小学校（平成30年度統合）など統廃合が行われ、教育環境の充実が図られています。

現在は、大崎地区で審議会を設置し、学校代表、PTA代表、地区代表者などで構成される委員によって小学校の開校に向けた審議を継続して行っており、大崎地区の3小学校が統合し、令和4年4月に大崎小学校が開校することとなっております。

令和4年4月時点で小学校は11校となりますが、その内3校が複式学級を有する学校となります。併設校の離島2校を除く1校については、複式学級の解消と児童数の適正規模化により望ましい教育環境の整備を図る必要がありますが、保護者や地域住民等の意向の丁寧な把握に留意する必要があります。

一方、「西海市立小・中学校適正配置基本計画」においては、学校の活性化や質の高い教育を目標に一定の成果が報告されている「小・中・高一貫教育の実現」を定めており、すでに実施している大崎中学校と県立大崎高等学校の「連携型中・高一貫教育」の取組を継承しながら、大崎地区における「小・中・高一貫教育」に取り組みます。

併せて、他の地区においても、学校は小規模化の傾向にあるため、校種間の連携強化を図り、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やす「小・中連携」に取り組みます。

なお、離島の併設校2校については、今後5年間に就学児童がいなくなることが予測されており、学校の存続等を地域住民の意向を踏まえ、検討する必要があります。

（施策の方向性）

<p>●学校の適正配置の推進 児童生徒数の減少に伴う学校教育への影響を考慮し、複式学級を有する小学校の適正配置を推進します。</p>	教育総務課
<p>●校種間の連携強化 小・中・高の合同で行う行事等の実施により、校種間の連携強化を図ります。</p>	学校教育課 教育総務課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
小学校数	14校	13校		「基本計画」や地域住民等の意向を踏まえた実施計画に基づいた学校数
併設校2校を含む11校のうち、離島の小学校を除き、保護者、地域住民の意向を踏まえ、複式学級を有する小学校1校について適正配置の推進を図ります。				
小・中・高合同で行う行事等、連携して実施する活動数	2回	2回	2回	大崎地区における小・中・高が連携し、合同で行事等を実施します。

4-1-3 放課後等の子供たちの居場所づくり

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市においても、核家族化や両親共働き世帯が多く、放課後等に子供たちが安全で健やかに過ごせるよう、子供の居場所づくりが引き続き必要です。

平成27年度から市内小学校の余裕教室を活用した『放課後子ども教室』の開設や、「ふるさと体験・発見コース」を始めとした『土曜学習』事業を開設し、地域ボランティアによる支援体制も確立されつつあります。

しかし、地域ボランティアの高齢化など、今後の子供たちの見守りや学習指導等の活動に支障を来すことも考えられることから、サポーターや専門スタッフ等の安定的な人材確保が課題となっています。

(施策の方向性)

<p>●放課後子ども教室の開設 学校の余裕教室を利用した『放課後子ども教室』について、実施校と協議を行いながら、新たな地域ボランティアを発掘するとともに、開設を継続します。</p>	社会教育課
<p>●土曜学習の開催 地域住民等の参画を得ながら教科等に関連した体系的・継続的な学習活動等の取組を実施し、子供たちの多様で有意義な土曜日の学習環境を充実させます。従来から実施している『キッズ英会話教室』は、英会話を通じてコミュニケーション能力や国際理解の基礎を、また、『ふるさと体験・発見コース』では、体験活動を通して、ふるさと西海市を愛する心豊かでたくましい子供を育む事業のプログラムを展開します。</p>	社会教育課
<p>●放課後の受け入れ施設等との連携 学校の教育活動終了後は放課後児童クラブを利用するなど、直接帰宅しない児童数は増加しています。 児童の放課後の安全を守る上では、学校と保護者、利用施設等との情報共有は大変重要になります。下校時刻等の情報が相互に共有できるような取組を支援します。</p>	社会教育課 学校教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
事業内容に関するアンケート満足度	-	94%	90%以上	年度末事業終了後に参加児童の保護者にアンケートを実施している。 事業内容に「よい」と回答した率を指標とする。

4-1-4 奨学資金制度の充実

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

平成29年度から「西海市奨学資金」、「農漁業後継者育成奨学資金」、「介護福祉士等修学生修学資金」を整理統合し、西海市内に住民登録をする者に扶養される学生が、経済的な理由により修学が困難である場合に学資の貸付けを行うことにより教育の機会均等を図り、広く人材を育成するとともに本市への定住を促進することを目的とした新たな西海市奨学資金制度を開始しました。

これに伴い、対象学校の拡大、入学一時金の新設、市内定住等を条件とした返還免除の導入を行い、拡充前より新規認定者数が増加しています。

償還については、最終学校を卒業した日から6箇月を経過した日の翌月から10年以内に年賦、半年賦又は月賦により償還することとなっていますが、貸与者の意識の低下による延滞金も発生していることから、債権管理の適正化を図る必要があります。

今後は、返還免除の影響を考慮した基金運用を行うとともに、国や県が実施する就学支援制度の動向を注視し、奨学資金制度の充実に努める必要があります。

（施策の方向性）

<p>●奨学資金制度の充実</p>	<p>経済的な事情により修学の機会が失われないよう、奨学資金制度を今後とも継続することにより、安心して学ぶことができる修学支援の推進に努めるとともに、国・県の経済支援制度の動向を注視し、制度の充実に努めます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>●市内定住促進</p>	<p>返還免除制度の周知に努め、卒業後の市内定住を促進します。</p>	<p>教育総務課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
最終学校を卒業した奨学生のうち、市内に住民登録している者の割合	33%	66%	70%	前年度に最終学校を卒業した奨学生のうち、市内に定住した者の割合を指標とし、定住促進を目的とした返還免除制度の効果を検証します。

4-1-5 就学支援の充実

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

就学支援については、教育の機会均衡等に寄与するとともに、社会のセーフティネットとしての役割を有することから、社会経済情勢の変化なども考慮しつつ、社会的役割がそなわれないよう適切な運営に努めることが必要です。

このような中、貧困の連鎖、経済的格差の拡大が大きな社会問題となっており、感染症の拡大に伴う影響を含め経済的な理由により、児童生徒を就学させることが困難な保護者への支援を行い、義務教育の円滑な実施の推進を図る必要があり、遠距離通学者の経済的負担を軽減することも課題となっています。

また、本市は、へき地や離島を有しており、公共交通機関が脆弱であるため、通学手段の確保が必要な地域もあり、スクールバス等の整備が課題となっています。

(施策の方向性)

<p>●就学援助の支給 経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を実施します。</p>	教育総務課
<p>●特別支援教育就学奨励費の支給 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を実施します。</p>	教育総務課
<p>●通学費補助 義務教育に係る保護者の負担軽減を図るため、通学費の補助を実施します。</p>	教育総務課
<p>●通学手段の整備 遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバス等の交通手段を確保します。</p>	教育総務課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
対象者に対する実施率	100%	100%	100%	就学援助を申請し、必要な対象者に対する事業実施率

4-1-6 市内高等学校の活性化支援

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

西海市の性別・年齢階級別の人口移動の状況では、男女とも高等学校入学時及び大学進学・就職時の人口が著しく減少しており、高校進学等をきっかけに市外へ転出する人が多く、人口流出に歯止めがかからない状況があります。そのため、市内中学校から市内高等学校へ進学する生徒の増加を促進する必要があります。

併せて、市内高等学校の定員割れが続くと、高等学校の統廃合の対象となり、市内から高等学校がなくなった場合、過疎化の促進が懸念されており、市内3校の存続を強く推進していく必要があります。

また、長崎県教育委員会は、令和2年3月に策定した「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」（令和3年度から令和12年度）に基づき、定員割れが続く高等学校へは県が設置する活性化協議会が設置されることとなっており、高等学校の定員の2分の1（40人未満）を下回らないよう支援する必要があります。

令和2年度の市内中学校から市内高等学校へ入学した生徒数は、西彼中学校から17名（卒業生61名に対し27.86%）、西海中学校から18名（卒業生54名に対し33.33%）、大崎中学校から17名（卒業生42名に対し40.47%）、大瀬戸中学校から14名（卒業生30名に対し46.66%）となっており、卒業生187名に対し66名（35.29%）が市内高等学校へ進学していますが、市内中学校から市内公立高校への進学率を向上させることが課題となっています。

（施策の方向性）

<p>●市内高等学校の活性化支援 市内高等学校において実施される特色ある教育など、学校の魅力向上に資する事業に対して支援を実施します。</p>	教育総務課
<p>●中学生に対する高等学校のPR 市内高等学校の特徴や魅力を市内外の中学生に周知することで、市内高等学校への進学率を向上させる必要があります。</p>	教育総務課
<p>●市独自の高等学校支援 市内高等学校はすべて県設置の高等学校となっているが、市独自の入学支援事業を実施し、入学者増加を図る必要があります。</p>	教育総務課
<p>●高等学校への通学の利便性の向上 本市の交通政策に関するバス事業者を含む交通事業者が協議する場への教育委員会の参画や提言を通じて、市内高等学校の現状を伝え、改善を図るよう努めます。</p>	教育総務課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
入学者41名以上を達成した学校数	2校	2校	3校	市内高等学校3校は共に定員が80名となっており、2クラスを確保するために、各校41名以上の入学者を確保する。41名以上を達成した高等学校の学校数を指標とする。

4-2-1 学校施設の改修

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

市内の小、中学校については、子供が一日の大半を過ごす活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たしていることから、安全安心な施設の確保のため耐震補強工事を優先して推進してきました。

しかし、その一方で築30年以上の施設が校舎においては約94%を占めるなど、施設自体の老朽化が進んでいる学校が多く、校舎や屋内運動場の内外壁、屋上防水、床、給排水設備、トイレの洋式化等学校施設としての整備はもとより、避難者の安全を確保するための対策や、避難生活での環境面に配慮した設備の整備など、避難所としても機能するよう整備を進める必要があり、予算の平準化を図りながら実施していくかが、大きな課題となっています。

また、屋外運動場においては、運動の内容、利用形態等に応じた適度な弾力性を備えた良好な排水性を確保することが求められていますが、著しく排水機能が低下した屋外運動場もあり、老朽化した遊具の更新など計画的に改修することも課題の一つとなっています。

（施策の方向性）

<p>●学校校舎等の長寿命化 老朽化が著しい学校校舎及び屋内運動場について、内壁、床、給排水設備、機械設備、電気設備などの内部改修、外壁及び屋上防水改修並びに非構造部材の耐震化を年次計画で実施し、校舎及び屋内運動場の長寿命化に努めます。</p>	教育総務課
<p>●屋外運動場の改修 市内の子供たちが等しく体育活動に参加できるよう、遊具の更新など学校屋外運動場の改修を計画的に実施します。</p>	教育総務課
<p>●トイレの洋式化 子供たちや学校利用者が、安心感をもって学校を利用することができるよう、小中学校のトイレを計画的に洋式化します。</p>	教育総務課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
校舎の大規模改造	9校/21校	14校/21校	21校/21校	西海市公共施設等総合管理計画に基づく小中学校施設等整備計画で令和8年度までに校舎の施設改修を実施する学校数。
屋内運動場の大規模改造	4校/14校	6校/14校	14校/14校	西海市公共施設等総合管理計画に基づく小中学校施設等整備計画で令和8年度までに屋内運動場の施設改修を実施する学校数。
屋外運動場の改修	3校/4校	3校/4校	4校/4校	西海市公共施設等総合管理計画に基づく小中学校施設等整備計画で令和8年度までに屋外運動場の施設改修を実施する学校数。
トイレの洋式化率	30.2%	55.1%	80.0%	市内小中学校のトイレ総数のうち洋式便器の割合。 各トイレに和便器を1箇所設置し、他を全て洋式化する。

4-2-2 学校情報通信技術の整備

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

パソコンをはじめとする情報機器の活用やそれに対応した通信回線の整備、社会のグローバル化に対応した学習内容など、今後求められる学習形態に柔軟に対応できる学習環境を整えることが必要です。

本市においては、「さいかい光の道構想」として西海市内全域への光ファイバー整備が進められたことにより、各学校の超高速インターネットが利用できる環境を整備することができました。

また、超スマート社会（Society5.0時代）を見据え、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の実現に向け、市内の全ての小中学校に高速かつ大容量の通信ネットワーク（無線LAN）及び児童生徒1人1台端末を整備しました。

今後は、情報活用能力の育成、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における、デジタル教科書の活用を含むICTを活用した効果的な授業の実現及び校務のICT化による教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進するため、情報セキュリティの確保を前提としつつ、無線LAN経由でインターネットを利用できる環境や、統合型校務支援システムを導入するなど、必要なICT環境整備を着実に進めることが求められています。

（施策の方向性）

<p>●授業・学習面と校務面の両面でのICT化の推進 デジタル教科書やAIドリルの活用を含むICTを活用した効果的な授業の実現及び校務のICT化による教職員の業務負担軽減などを推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
---	--------------

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	-	76%	100%	文部科学省が実施している「教員のICT活用指導力チェックリスト」で調査する。項目ごとに「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を算出した平均値

4-2-3 教職員住宅の整備

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

市内の学校に勤務する教職員の通勤に要する時間的なストレス軽減や勤務する学校の児童生徒たちと向き合う時間の充実等を目的に、現在、教職員用の住宅として97戸（西彼地区16、西海地区24、大島地区14、崎戸地区29（うち江島11、平島12）、大瀬戸地区14）を整備しています。

長崎県公立小中学校教職員人事異動基本方針の変更により、本市へ転居を伴っての異動が増加傾向にありますが、老朽化が進んでいる住宅や、水洗化が進まず、教職員のニーズに即していない住宅が多いのが現状です。

また、特に大島、崎戸地区の学校において、学校適正配置に伴い入居が望めない教職員住宅が生じており、遊休施設の利活用が課題となっています。

今後は、市内に居住を希望する教職員に安全で快適な住宅環境を提供するため、全ての教職員住宅におけるシャワートイレ化を年次的に進め、著しく老朽化した住宅の解体を行うとともに、住みやすい住宅への建て替えや改修を計画的に実施します。

(施策の方向性)

<p>●教職員住宅の整備 教職員住宅が不足している地域に新たに住宅を整備すると共に、老朽化が著しい住宅を解体し、新築、改修するなど住宅の確保に努めます。</p>	教育総務課
<p>●教職員住宅の水洗化 水洗化が進んでいない教職員住宅について、水洗化を進めます。</p>	教育総務課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
教職員住宅の戸数	90戸	93戸	93戸	令和4年4月1日現在の教職員住宅の戸数を指標とした。目標値については、老朽化した住宅や教職員にニーズに即していない住宅が多いため、住みやすい住宅への改修や長寿命化により、現戸数を維持することを目標とする。
教職員住宅の水洗化率	68.9%	83%	95.7%	教職員住宅の水洗化率を指標に設定し、未水洗化住宅の排水設備を改修し、水洗化率を向上させる。

【重点政策 5】

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

主要施策1 文化・芸術活動の推進	
5-1-1	文化芸術と触れ合う機会の創出
5-1-2	文化団体の交流活動の促進

主要施策2 文化財の保存・保護・活用	
5-2-1	文化財の公開・研究
5-2-2	文化財の保存・活用
5-2-3	地域伝統文化の継承

主要施策3 活力あるスポーツの振興	
5-3-1	生涯スポーツの推進
5-3-2	スポーツ指導者の育成
5-3-3	競技スポーツの推進

主要施策4 スポーツ環境の充実	
5-4-1	スポーツ施設の整備充実
5-4-2	スポーツの推進体制づくり



下岳龍神祭

5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

文化・芸術活動は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにします。

市民の間では多様な文化・芸術活動が活発に行われており、こうした文化・芸術活動の一つひとつ大切にはぐくむ土壌をつくり、さいかい文化（西海市の文化）の個性や魅力を開花させていくことが重要です。

文化活動団体が主催する文化祭等の事業も、回を重ねるごとに市民への周知の広がりとともに、参加者の積極的な姿勢をみることができます。郷土ゆかりの文化芸術の紹介のほか、各世代の関心やニーズを踏まえ、多くの市民が国内外の優れた文化芸術に接する機会を増やすことが求められています。

また、令和7年に長崎県で初めて開催される国民文化祭を一過性のイベントに終わらせず、そのレガシーを生かしていく必要があります。文化活動の充実、地域における文化活動の推進など国民文化祭後もときめきを大切に、人や地域がいつまでも輝き続ける取り組みを進めて行く必要があります。

（施策の方向性）

<p>●芸術と触れ合う機会の創出 県及び関係機関からの支援と協力を得るとともに、学校や地域と連携しながら、各世代の関心やニーズを踏まえ、多くの市民が様々なジャンルの優れた文化芸術と触れ合う機会を創出します。</p>	社会教育課
<p>●文化・芸術の拠点機能充実 大島文化ホールにギャラリーを整備し、魅力ある企画展を実施するなど市民が美術文化に触れるきっかけを増やしていくとともに、市内外に西海市の誇るべき地域資源の情報発信を行っていきます。また、さらに市民から喜ばれ、利用が増えるよう、新しいコンセプトやリニューアルを検討します。</p>	社会教育課
<p>●文化・芸術を通じた地域内外の交流 国民文化祭の開催を契機に市民がイベント運営に関わることにより、市民協働の意識向上に取り組むとともに、市民が活躍することで、文化芸術を通じた地域内外の交流を図ります。</p>	社会教育課

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
優れた文化・芸術に関するイベントの開催回数（年間）	0回	2回	2回	国、県、長崎県美術協会、西海市文化協会との共催を含む教育委員会の主催事業の年間開催回数です。 県展移動展、文部科学省の文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）などの実施を目指します。
文化施設の利用者数	11,803人	7,879人	13,000人	文化施設の核となる大島文化ホールの年間利用者数です。

5-1-2 文化団体の交流活動の促進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

市民が身近に文化活動に参加、発表することのできる環境づくりを進めるとともに、文化・芸術団体の活動や団体相互間の交流を促進し、文化が生まれる環境づくりを進めています。団体自らが文化の担い手であることを認識し、主体的に活力と創意を生かし身に付けた活動の成果をまちづくりに活かしていく必要があります。

しかしながら、それぞれの文化団体ともに活動者が固定化、高齢化してきており、西海市文化協会の会員数の減少が懸念されます。市民あるいは市外在住者に新たな協力を求めることが必要といえます。子供から高齢者まですべての市民へ文化芸術にふれる機会を提供できるよう、文化協会の自主的、自律的な活動を支援するとともに、幅広い世代の参加を促すため多様な媒体により、最新情報をいち早く積極的に発信していく必要があります。

（施策の方向性）

<p>●文化活動の活性化支援 市民の文化活動への支援や創作活動を刺激する公募事業の開催などを通じ、さいかい文化（西海市の文化）の活性化とレベルアップを図ります。幅広い年齢での積極的な活動交流を促進し、まちづくり活動に活かします。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●文化活動の活性化を担う人材・団体の育成支援 西海市の文化振興の中心的存在の西海市文化協会と連携し、市民、芸術団体の活動支援を行うとともに、子供たちが次代の文化・芸術活動の担い手となるよう楽しく学べる夏休み芸術体験講座などの事業を支援します。 また、西海市文化協会に未加入の各種文化団体については、加入を促進して、文化協会の基盤強化を支援します。</p>	<p>社会教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
文化祭等の開催（年間）	3回 2,154人	5回 1,693人	4回 2,300人	西海市文化協会が主催する市民文化祭など大型事業の年間来場者数です。
西海市文化協会の加入促進	547人	509人	570人	西海市文化協会の年度会員数です。

5-2-1 文化財の公開・研究

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市には、豊かな歴史・自然・伝統文化がそれぞれの地域の特色を生かしつつ息づいており、これらは、未来へ継承していかなければならない貴重な財産です。市民一人ひとりが、ふるさとに誇りを持ち、心豊かな生活を送るために、これらの財産を生かした「まちづくり」を推進する必要があります。

そのために、市内3箇所の歴史民俗資料館については、「西海市歴史民俗資料館のあり方等検討委員会」からの答申に基づき、新たな歴史・自然を未来へ継承する拠点施設の具現化に向けた取り組みが必要です。

また、本市には数々の遺産がありますが、多くはその活用が特定の地域や文化財に限られ、広がりを見せていません。その素晴らしさに対する理解を深め、誇るべきものとして市内外にSNSなど含めて広く情報を発信していく必要があります。

(施策の方向性)

<p>●歴史・文化の拠点づくり 西海市の自然史・歴史・民俗文化等を未来へ伝えるため、その研究と開示の拠点となる新たなミュージアム(博物館)の創設に取り組みます。ミュージアムのテーマである「海と石(地質・鉱物)」に関連した調査・研究に取り組み、資料の収集を行います。その魅力を市ウェブサイトなどを利用して市内外に広く発信していきます。</p>	社会教育課
<p>●専門職員の配置 研究と適切な開示(説明含む)ができる専門職員である学芸員を配置し、学芸員による市民への啓発的な活動に努めます。</p>	社会教育課
<p>●伝承活動の支援 各種文化財の体験教室の実施や、歴史民俗資料館への社会科見学の機会を設けることで、次世代を担う子供たちへの円滑で確実な伝承活動を支援するとともに、後継者育成につなげていきます。</p>	社会教育課

(成果指標)

成果指標	実績値(H27)	参考値(R元)	最終目標値(R8)	指標の説明
ミュージアムのテーマである「海と石(地質・鉱物)」に関する調査・研究の総数	2件	5件	7件	テーマに関するジャンル別の調査・研究の総数です。西海市による新しい施設整備が前提でなく、既存施設の展示の更新や長崎県との連携などの方法による答申の理念の実現を目指します。
歴史民俗資料館の入館者数	6,182人	4,978人	6,400人	歴史民俗資料館3館の年間入館者数です。
文化財等の情報の提供回数(年間)	16回	21回	25回	広報やウェブサイト等の媒体を利用し情報提供を行う年間実績数です。

5-2-2 文化財の保存・活用

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

文化財は、文化財保護法第3条に「わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と規定されている国民共有の財産です。

本市には、国指定3件、県指定8件、市指定33件の文化財があり、170箇所を超える周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

また、価値ある文化財がいまだに地域に埋もれている可能性が考えられます。地域の協力を得て文化財の現況調査を定期的に行うなど、価値ある文化財を継続的に見出していくことが必要です。

これらを後世にしっかり引き継ぐためには、文化財の持つ価値について、市民の理解を深め、行政と地域が連携して適切な保存と活用に取り組むことが求められています。

豊富な文化遺産をまちづくりに活用することにより、文化財への理解や保護する心を育て、市全体の魅力発信につなげていく必要があります。

(施策の方向性)

<p>●市民への啓発 本市は、縄文・弥生時代の史跡から、中世・近世に至る多種の天然記念物及び有形・無形民俗文化財、さらに国・県指定文化財を有する多様な地域となっています。これらの文化財の持つ価値について、市民に周知し、理解を深めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●保護・活用方法の検討 文化財個々の研究を深め、継続して情報を発信していくとともにその保護と活用方法について地域と協働で検討を進めます。また、国指定文化財の保存活用計画の策定を推進します。</p>	<p>社会教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
西海史跡ガイドブック(『西海市の文化財』)の充実	1,000冊	作成なし	1,000冊	平成25年度(第1版作成)1,000冊作成しました。内容を追記した改訂版を発行していきます。最終目標1,000冊を目指します。
国指定文化財の保存活用計画の策定	1件	1件	3件	本市に所在する国指定文化財3件のうち七釜鍾乳洞は保存活用計画が策定されています。ホゲット石鍋製作遺跡と西海橋の計画を策定し、計画に基づく文化財の価値の発信に取り組みます。

5-2-3 地域伝統文化の継承

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市には、海、山、川等の自然と共に暮らしてきた人々の営みによって生まれ、育まれた伝統文化が、それぞれの地域の特色をいかし数多く継承されております。これまで地域の中で伝えられてきましたが、急速な社会の変化とともに失われつつあります。地域の歴史や文化財を継承するためには、その成り立ちや価値について広く周知する必要があります。

これらの伝統文化を保存・継承することは、人々が結びつき、地域を理解し護り、ひいては郷土を愛する心を育むために極めて重要です。

民俗文化財では保存団体の努力により、民俗行事の維持が図られています。しかし、少子高齢化、過疎化、生活様式の多様化等を要因とする後継者の不足等が課題であり、継承そのものが危ぶまれる状況となっていますので、地域と協働して映像記録の作成や保存・継承の取り組みが求められています。

(施策の方向性)

<p>●伝統芸能活動の支援 地域に受け継がれている各種無形文化財の保存や次世代への継承のため、後継者の育成や保存団体の自主的な活動への支援を行います。伝統芸能に必要な衣装や諸道具等の整備を図るため、市の支援制度を創設し、国・県等の助成事業とともに活用・支援を働きかけていきます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●情報発信の強化による地域住民の意識向上 地域に残る伝統文化等の記録の活用を図ることで、伝統文化等の理解・周知を促すとともに、後世に伝えるため、年次計画を立てデジタル映像化した資料の保存に努め、各文化財の継承のみならず、地域住民の意識向上を図ります。</p>	<p>社会教育課</p>

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
伝統文化等の記録・保存件数	13件	13件	19件	伝統文化財等の記録・保存を行った総件数です。
認定文化財の登録件数	0件	0件	5件	認定文化財の登録総件数です。最終目標5件を目指します。

5-3-1 生涯スポーツの推進

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

少子高齢化や情報化の進展など、社会環境の急激な変化、生活習慣病の増加や子供の体力の低下が大きくクローズアップされ、健康維持・増進のためのスポーツ活動に対する関心は高まっています。また、ストレスの多い現代社会において、心の健康、リフレッシュのためのスポーツ活動も重視されています。このように生涯スポーツの果たす役割は年々大きくなってはいますが、高齢化や交通インフラの問題等により、体育施設に足を運ぶ難しさもあります。さらに、主体的ではなく受身での生涯スポーツへの取り組みになっている現状もあります。

幼児から高齢者、障害のある人など、幅広い市民のスポーツニーズに対応し、すべての市民が気軽にスポーツに親しみ、健康づくりを進めるための施策の充実を図るとともに、身近なスポーツ環境の整備を進めていく必要があります。

（施策の方向性）

<p>●生涯スポーツの環境づくり 西海市スポーツ推進委員会・西海市体育協会等、関係機関と連携・協働し、市民の誰もが生涯を通じて身近な地域で「いつでも」「どこでも」「いつまでも」気軽にスポーツができる環境づくりに努めます。スポーツを行う動機付けや習慣化に取り組むとともに、スポーツに親しむ機会の情報提供を行うなど、ライフステージに応じた運動を提案します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●ニュースポーツの普及 市民のライフステージに沿ったニュースポーツの普及に努めます。また、中高年者の友達づくりやコミュニケーションの場となることを目指して地域ごとにバウンドテニスなどの講習会活動を推進します。</p>	<p>社会教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数（年間）	13回	46回	25回	スポーツ教室など生涯スポーツ事業の年間開催数です。
社会体育施設の利用者数	225,550人	200,984人	236,000人	社会体育施設の年間利用者数です。

5-3-2 スポーツ指導者の育成

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

本市のスポーツ指導者の現状は、主に各競技団体のボランティア指導者及びスポーツ推進委員の尽力によって成り立っています。

その中で、これまでは生涯スポーツに係る指導者の育成が課題と考え、健康増進やレクリエーション事業等の幅広い分野からの情報収集及び連携協働を行い、人材の確保に努めてきました。

ジュニア期からの中長期にわたる一貫指導、生涯スポーツとなるレクリエーションスポーツ推進のための人材確保を継続していく必要性も踏まえながら、様々な年齢層、競技層を活性化させるため、より高いレベルにも対応できる人材育成や情報を共有できるシステムが必要であるといえます。

(施策の方向性)

<p>●スポーツ推進委員の資質向上 スポーツ推進委員の資質向上と自覚を深めるため、各種研修会への参加支援、県及び九州地区の研究大会への積極的な参加を促します。</p>	社会教育課
<p>●指導力の向上 スポーツ関係者意見交換会の継続開催により年齢、競技種目の垣根を超えた指導方法の情報共有など次世代の指導者を育成します。</p>	社会教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
スポーツ指導者講習会の開催回数	0回	0回	4回	他団体との共同実施を含め指導者を対象とした講習会の年間開催数です。最終目標4回を目指します。
スポーツ関係者情報交換会の開催回数	0回/年	1回/年	2回/年	各種スポーツの関係者を対象とした情報交換会の年間開催数です。体育協会と連携し、最終目標2回の開催を目指します。

5-3-3 競技スポーツの推進

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

アスリートの活躍が、市民のスポーツへの関心を高め、応援機運を醸成するなど、社会全体に活力を与えています。アスリートの発掘や育成、強化を継続的に行うことにより、本市の競技水準の向上を図ります。

しかし、市の人口減少に伴い、小学生の社会体育、中学生の部活動、成人のクラブチーム等、どの競技においてもチーム数、選手数とも減少傾向にあります。その中で、九州大会や全国大会など上位大会への出場者も毎年輩出していますが、一方で全体的に県民大会入賞者数が少ないのも現状です。レベルの高い市外のチームに所属する例もみられます。

スポーツ関係団体と連携しながら、小・中・高校生を対象にした一貫指導体制を構築するなど、将来的展望に立ったスポーツ環境の整備を図りながら全国レベルのアスリートの育成を目指します。

成人競技においても市内競技団体の充実を図ると同時に、市内チームでの県民体育大会での入賞者や上位大会出場者を増やすための強化及び支援策を講じ、アスリートの育成などを組織的・体系的に推進し、競技スポーツの底上げを図る必要があります。

(施策の方向性)

<p>●競技力向上を目指した各種講習会等の開催 各競技団体が行う、県レベルの競技会開催や外部指導者によるスポーツ教室や講習会を実施し、市内団体の競技力向上と競技人口の拡大を図ります。</p>	社会教育課
<p>●地元プロスポーツの活用 Vファーレン長崎、長崎ヴェルカを招いたスポーツ教室の開催を働きかけます。トップアスリートのプレーに接することにより、未来を担う子供たちの競技力の向上が図られ、オリンピック選手など一流プレーヤーへの夢の実現を目指します。</p>	社会教育課
<p>●上位大会出場者への支援 上位大会進出者への出場費補助の支援を引き続き行います。</p>	社会教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
各種講習会の開催数 (年間)	3回	5回	7回	西海市体育協会、西海市スポーツ推進委員会との共催を含む教育委員会主催講習会の年間開催回数です。
県民体育大会の参加者数 (年間)	240人	256人	300人	県民体育大会の年間参加者数です。西海市体育協会の加盟団体数増加により大会参加者の増を目指します
九州大会以上の大会への出場者数 (年間)	19件	41件	30件	青少年スポーツ振興補助金、スポーツ大会出場補助金等の年間申請件数です。個人と団体の受付のため件数としており、2年度における実績数を基に目標値を上げていきます。

5-4-1 スポーツ施設の整備充実

SDGs（持続可能な開発目標）



（現状と課題）

本市の体育施設は、合併により重複した施設が各地域に分散しており、多くの施設は経年劣化に伴う老朽化が進んでいるため、大規模改修を検討する必要があります。人口減少やスポーツ離れによる施設利用者の減少が進んでいることを踏まえ、施設の統廃合を含めた中・長期的な視点での運用が必要になっています。

西海市社会体育施設整備計画に基づき、利用者の利便性向上等を踏まえた施設の整備・充実を図る必要があります。

（施策の方向性）

<p>●スポーツ施設の整備 西海市社会体育施設整備計画に基づき、全市的な視点で統廃合や必要な施設を整備する必要があります。社会体育施設の廃止、継続、新設整備等、施設の方向性や管理体制の方向性などスポーツ推進審議会にて見直しを行い施設の拠点化や効率的な施設利用等の取り組みを継続していきます。改修にあたっては、生活様式の変化にも対応したトイレの洋式化や災害時の避難施設として対応可能な施設整備に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>●スポーツ施設の管理運営 市民が気軽にいつでも利用できるよう、インターネット予約等の質の高いサービスを提供する必要があります。また、安心して安全に利用できるよう日常点検、定期点検を行い、利用者の立場に立って管理運営に努めていきます。</p>	<p>社会教育課</p>

（成果指標）

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
<p>体育施設の整備進捗率</p>	<p>22%</p>	<p>48%</p>	<p>100%</p>	<p>西海市社会体育施設整備計画に基づく、施設の改修率です。 総実施件数／計画件数</p>

5-4-2 スポーツの推進体制づくり

SDGs (持続可能な開発目標)



(現状と課題)

「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形で積極的にスポーツに参加することで、それぞれの人生をいきいきとしたものにすることが期待できます。

市民のライフスタイルに応じた多様なスポーツニーズに対応するとともに、日ごろから体を動かす習慣のない人も、気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツに関する情報やスポーツに取り組む機会などの提供、より高い技術を身近で見られる機会などを提供していく必要があります。さらに応援やイベント運営のボランティア活動に市民が気軽に参加できる体制づくりや情報を発信していく必要があります。

スポーツは地域の活性化にも貢献していますが、地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員の認知度が低いなど、地域スポーツの振興は十分とはいえません。スポーツ推進委員などの地域のスポーツリーダーが参加する地域スポーツの体制づくりに努め、スポーツ参加人口の拡大を図ることが必要です。

(施策の方向性)

<p>●情報提供の充実 本市の広報誌、ウェブサイト等を活用し、各種大会、スポーツ教室等に関する情報提供の充実を図ります。</p>	社会教育課
<p>●スポーツ団体の育成支援 西海市スポーツ推進委員会、西海市体育協会等関係機関との連携を強化し、スポーツ団体の活動の充実を図るため、事業のあり方や組織・機構の見直しを行い、少子化の下における人材の確保や自主・自立に向けた活動を支援するとともに、スポーツボランティアの養成、指導者の人材確保や育成、資質向上などスポーツ団体の育成支援を行います。</p>	社会教育課
<p>●イベントの開催支援 団体が企画するスポーツ教室やスポーツイベントを支援します。市民一人ひとりがイベントへの参加を通じ、スポーツに親しみ、その魅力を身近に感じ、スポーツ活動に参加できる取り組みを行います。</p>	社会教育課

(成果指標)

成果指標	実績値 (H27)	参考値 (R元)	最終目標値 (R8)	指標の説明
スポーツ情報の提供回数(年間)	12回	34回	40回	広報やウェブサイト等の媒体を利用し情報提供を行う年間実績数です。

參考資料編

— 参考資料目次 —

1. 西海市教育振興基本計画策定委員会条例	1
2. 策定委員会への諮問	3
3. 策定委員会の答申	4
4. 策定委員名簿	5
5. パブリックコメントの実施	6
6. 教育の現状	
(1) 市に関する基本データ	
①西海市の人口構造の推移	1 1
②産業別就業人口	1 2
③教育施設の状況	1 3
(ア) 公民館	
(イ) 文化施設	
(ウ) スポーツ施設	
(2) 学校に関する基本データ	
①学校数	1 8
②児童生徒数の推移	1 8
③教職員数	1 9
④高等学校への進学先	2 0
(3) 教育財政に関する基本データ	
①本市の財政状況	2 1
②一般会計に占める教育費の割合	2 2
③教育予算の状況	2 3
(参考) 教育基本法	2 4

西海市教育振興基本計画策定委員会条例

平成20年3月28日

西海市条例第24号

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、西海市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 西海市立小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表
- (2) 西海市内社会教育及び社会体育関係団体の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係人の出席等)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定により実費弁償を支給する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

諮 問 文

西海市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

次の事項について、諮問します。

西海市教育振興基本計画の改訂について

令和3年8月10日

西海市教育委員会

教育長 渡邊 久範

【 理 由 】

教育基本法第16条の規定により、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないとされている。また、同法17条第2項において、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており、このため、本市では平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期西海市教育振興基本計画」を策定している。

この教育振興基本計画は、「第2次西海市総合計画（前期基本計画）」の教育分野の取組として位置づけられているが、社会情勢の変化や、計画の進捗状況などを的確に反映した計画とするため、「第2次西海市総合計画（後期基本計画）」が本年度策定される予定となっている。

そのため、これと連動し、教育環境の変化に応じるとともに、新時代の到来を見据えて「第二期西海市教育振興基本計画」を改訂することが必要となっている。

また、西海市教育振興基本計画策定委員会条例第2条には、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するとされている。

以上の規定に則り、下記事項についての調査審議をお願いしたい。

記

「第二期西海市教育振興基本計画」の改訂について

- ・重点政策を実現するための施策の検討
- ・主な取組と目標とする指標の検討

令和4年2月9日

西海市教育委員会
教育長 渡邊 久範 様

西海市教育振興基本計画策定委員会
委員長 中村 典生

西海市教育振興基本計画の改訂について（答申）

令和3年8月10日付けで諮問がありました西海市教育振興基本計画の改訂について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 審議日程及び協議事項

回数	年月日	主な協議事項
第1回	令和3年8月10日	諮問内容及びスケジュールについて
第2回	令和3年9月27日	西海市教育振興基本計画（案）について （書面による意見聴取）
第3回	令和3年11月29日	西海市教育振興基本計画（案）に対するパブリック コメントの実施について
第4回	令和4年1月31日	パブリックコメントを反映した西海市教育振興 基本計画（案）の決定について

2. 策定委員

別紙「西海市教育振興基本計画策定委員会名簿」のとおり

3. 基本計画

別紙「第二期西海市教育振興基本計画」のとおり

令和3年度 西海市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

条例の区分	氏名	所属	役職名	摘要
学校関係者	上野 昭博	西海東小学校	校長	
	谷口 久美子	西海中学校	校長	副委員長
社会教育関係者	今村 昭利	西海市文化協会	会長	
	佐々木 義信	西海市社会教育委員会	委員長	
	前川 優也	西海市PTA連合会	会長	
	山口 孝生	西海市体育協会	会長	
学識経験者	一瀬 薫	長崎県教育会	常務理事	
	江頭 明文	長崎大学 教育学研究科	非常勤講師	
	中村 典生	長崎大学	副学長	委員長
公募委員	中富 洋幸	元大崎中学校	元校長	

(注) 区分毎に五十音順

第二期西海市教育振興基本計画の改訂に係るパブリックコメント

1 応募期間について

令和3年12月10日（金）から令和4年1月10日（月）までの31日間、パブリックコメントの募集を実施した。

2 閲覧方法について

西海市ホームページで閲覧できるほか、西海市教育委員会、西彼教育文化センター、西海公民館、大島離島開発総合センター、崎戸中央公民館、大瀬戸コミュニティセンターの市内6か所へ基本計画（案）及びパブリックコメント様式を設置し、意見を募集した。

3 パブリックコメント提出者数について

10名の市民から、13項目についてご意見の提出があった。

番号	重点 施策	主要 施策	主要 事業	頁数	意 見	計画への対応等
1	1	1	2	P32	「特別支援学校小・中学分室の市内設置に取り組み」を追記。	特別支援学校分教室は、県が設置者となるため、現状と課題に、「併せて、一人一人の実態に応じた支援が可能となる環境整備を図ってまいります。」という間接的な表現で文言を追記します。
2	1	1	2	P32	障がい児教育においては、「分教室設置」に向けて進展しており、「施策を取り巻く環境(現況と課題)の中に、将来において整備する表現が必要ではないか。	上記と同じ

番号	重点 施策	主要 施策	主要 事業	頁数	意 見	計画への対応等
3	1	3	1	P39	<p>■施策を取り巻く環境（安全教育）</p> <p>①昨今、大雨や台風などの災害が増える中、「自分の身は自分で守る」意識を高めるための防災教育も必要だと考えます。</p> <p>両親共働きの家庭も多く、災害にあった場合、児童生徒の一人ひとりの防災への心構えと知識を教育することが必要です。アウトドア環境が多い西海市で「実際に体験する」ことを主とした防災教育を望みます。「基本政策3-1 安全で災害に強いまちづくり」と重複する所もあると思いますが、子供の頃からの意識づけが必要と考えます。</p> <p>②また、インターネットの普及やタブレット学習により、ネットリテラシーも高めていく必要があります。これからの情報化社会においてSNS等で犯罪に巻き込まれないよう、また、ネットを使ったいじめがおこらないようにする取り組みも重要です。</p>	<p>①いただいた御意見を基に、安全教育の推進に努めてまいります。</p> <p>②いじめや差別のない学校づくりに向けて、取り組んでまいります。</p>
4	1	4	1	P42	<p>教職員の指導力、専門性も重要ですが、上に記述したとおりITリテラシーの向上も必要です。具体的に目標数値化は難しいですが、ITパスポート(国家試験)に合格できるくらいの基礎知識を有した教職員が各学校に1～2名は必要だと考えます。</p>	<p>教職員のITリテラシーの向上は、重要であると考えますので、国や県の動きを注視しながら、研修の充実に努めてまいります。</p>
5	3	1	2	P58	<p>時代にあった「つながり」として、「新たな連絡ツールの構築」を希望します。ツールは携帯電話で簡単に操作ができ、双方向で素早くデータのやりとりができるものを考えており、クリエイティブカンパニーがシステム構築をすることができます。</p> <p>連絡ツールによって、SDG sの目標に準じ、資源の無駄を省き、働き方改革に寄与することができます。また、自然災害等の有事の際に連絡がとれ、緊急時の早期の対応が計れます。</p> <p>そのため、PTA連合会活動への具体的な支援として、「新たな連絡ツールの構築」に対する事業実施の記載を望みます。</p>	<p>「新たな連絡ツールの構築」に関しては、情報化社会、またSDG sの目標の観点からも重要な事項であると認識しております。しかしながら、事業企画及び実施母体がPTA連合会であり、連合会として企画決定し実施するものであるため、教育振興計画に記載できないものと判断しております。</p> <p>もちろん、連合会として取り組むことが決定された場合は、内容に基づき可能な範囲で積極的に支援して参りたいと考えております。</p>

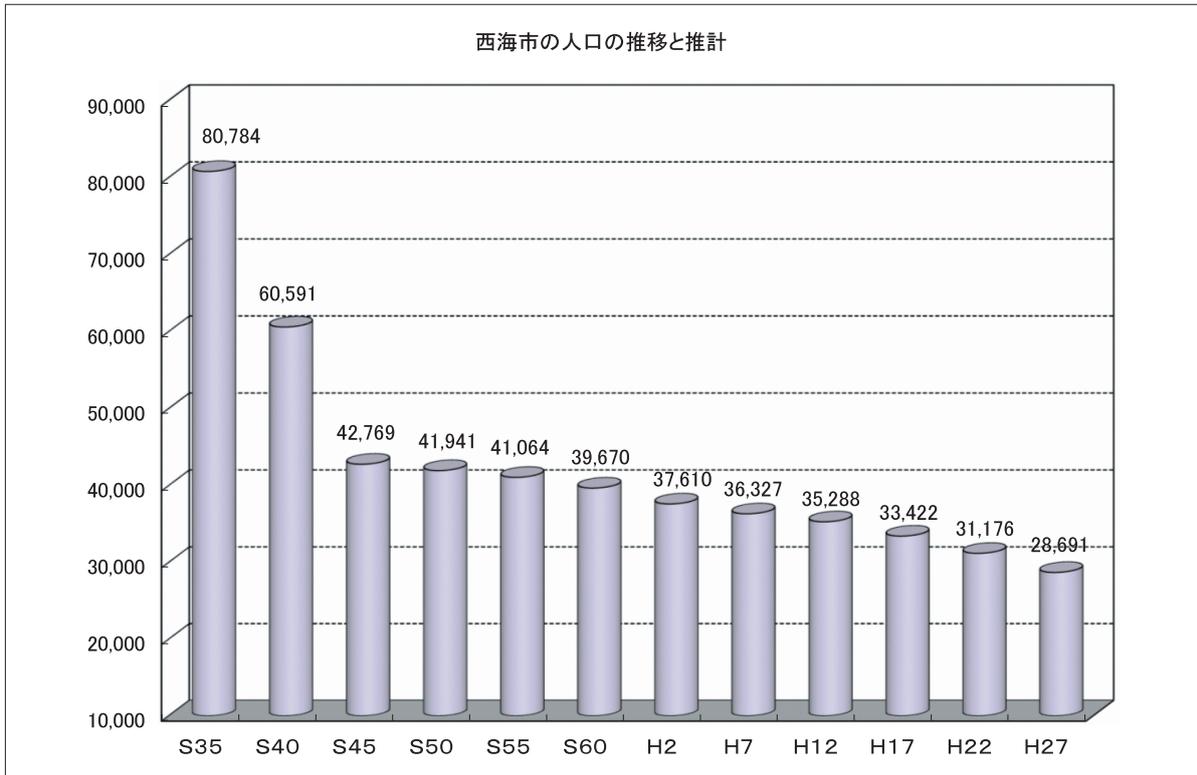
番号	重点 施策	主要 施策	主要 事業	頁数	意 見	計画への対応等
6	4	1	2	P66	<p>現在の中高一貫教育の成果が挙げられていないように感じる。大崎高校野球部の甲子園出場でも中学校と高校の様々な問題や応援の演奏が他校であったことが残念であった。</p> <p>計画には文化団体の支援等を掲げているが、具体的な取り組みが記載されていないように感じる。</p> <p>大島には大崎中高吹部、大造プラスバンド部の活動があるので、小学校から吹奏楽へ取り組むことで小中高一般の連携が可能となる。小学校から吹奏楽を学ぶことで「生きる力」を育むという目標の達成など多くの成果が得られると考える。</p> <p>そのため、令和4年度からの大崎小学校開校に合わせ、吹奏楽の創設を提案し、「学校の適正配置の促進」または「文化団体の交流活動の推進」へ吹奏楽による連携事業の掲載を求める。</p>	<p>【教育総務課作成】</p> <p>主要事業の「4-1-2 学校の適正配置の促進」は、学校の小規模化や複式学級の解消を目的とした施策を記載する項目であるため、統廃合後の個別の学校運営に関しての掲載は控えさせていただきます。</p> <p>ただし、「吹奏楽部の設置」については、教育振興基本計画のパブリックコメントへ多くの意見が提出されたことを大崎小学校へ伝えます。</p> <p>【社会教育課作成】</p> <p>現在、西海市文化協会には児童生徒の団体として西彼杵高校吹奏楽部、大崎中学校吹奏楽部が加盟し活動しており、協会の洋楽連盟には市民楽団として大造プラスバンド部をはじめ、黒ダイヤ三楽坊、こおろぎマンドリンクラブなど計15団体、2個人が所属し活動しています。</p> <p>これまで吹奏楽の関係では、協会事業として大島文化ホールを利用した吹奏楽ふれあいジョイントコンサートを実施し、市が支援しており会員間に一定の交流、連携はとれているものと理解しております。また定期演奏会などの活動についても相談に応じた支援を実施しているところです。</p> <p>学校向けには国の支援を受け、年次計画において音楽分野の芸術家派遣事業、オーケストラを招へいた巡回公演事業も継続しているところであり、今後も可能な支援を続けてまいります。</p> <p>音楽、舞踊など個別活動の具体的な支援策の掲載は見送らせていただきたいと思います。</p>
	5	1	2	P78		
7	4	1	2	P66	<p>大崎地区の学校の統廃合で「小中高一貫教育」を行うことは大きなメリットがある。</p> <p>大崎高校の野球部が活躍しているが、応援の演奏（吹奏楽）が「市外の高校」であったことが悔しい。そこで、一貫教育で吹奏楽に触れる機会を作ってほしい。</p>	番号6の対応と同じ
	5	1	2	P78	<p>西海市にある使用されていない楽器や地域にいるOB、OGは財産であると考え、子供から大人まで地域を盛り上げてほしい。</p>	番号6の対応と同じ

番号	重点 施策	主要 施策	主要 事業	頁数	意 見	計画への対応等
8	4	1	2	P66	文化団体の活動の促進として「小学校における吹奏楽の設置」を提案し、小・中・高連携事業の記載を求める。 学習指導要領の基本の考え方にもある“生きる力”を育むためにも「小・中・高・一般」の合同演奏や交流を通じてコミュニケーション能力を高める。また、地域活性化の拠点となり、地域愛を深めることができると考える。	番号6の対応と同じ
	5	1	2	P78		番号6の対応と同じ
9	4	1	2	P66	「小・中・高一貫教育の実現」の為に、文部科学省の「部活動の地域移行」に取り組む必要がある。 ・外部指導者や部活動指導者の予算計上 ・複数校の生徒が一堂に集まる活動場所の設置など（拠点の施設の設置） 小・中・高・一般の吹奏楽による連携を実施し、地域の活性化を図るため、連携事業の記載を求めます。	番号6の対応と同じ
	5	1	2	P78		番号6の対応と同じ
10	4	1	2	P66	[大崎小学校に吹奏楽部の設置を] 大崎小学校へ吹奏楽部をつくることにより大崎中・大崎高校へつなげることができる。大島には「大造プラスバンド部」があり、その輪は広がっていきます。また、大島文化ホールという発表の場があり、子供たちに貴重な体験をもたらします。生涯学習・学社融合の視点からも有意義であると思います。 音楽活動の資質・充実は、まちづくりや交流人口拡大に寄与する。その具体策として、大崎小学校に吹奏楽部の設置を提案いたします。	番号6の対応と同じ
	5	1	2	P78		番号6の対応と同じ
11	4	1	2	P66	大崎小学校に吹奏楽部の設置を希望します。 大崎小学校に吹奏楽部が立ち上がる事で、小・中・高一貫教育だけではなく、大造との連携が図れ、大崎地区の大きな特色となりえると思います。 吹奏楽による小・中・高連携を経験することで、その後の人生にも良い影響があると思います。 子供たちの選択肢の一つとして吹奏楽がある環境を強く希望します。	番号6の対応と同じ
	5	1	2	P78		番号6の対応と同じ

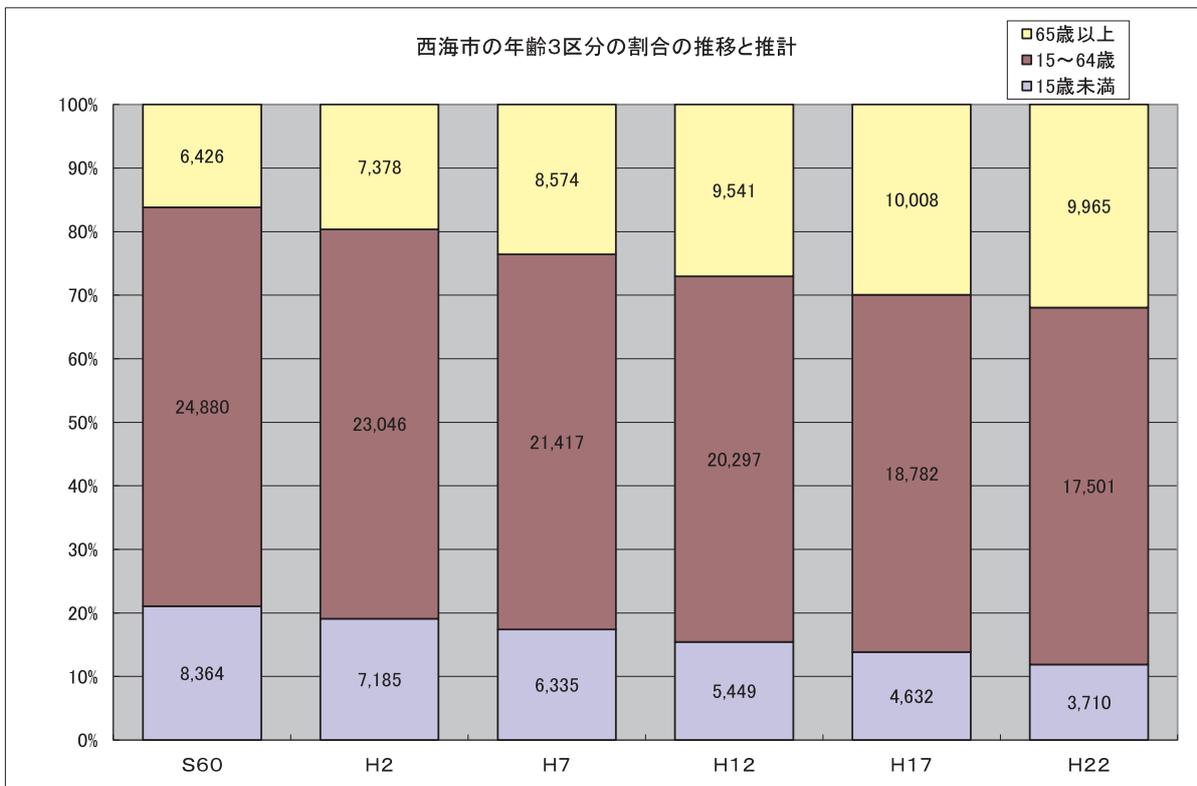
番号	重点 施策	主要 施策	主要 事業	頁数	意 見	計画への対応等
12	4	1	6	P70	「市内高等学校の特徴や魅力を市内の中学生に周知することで」「市内外の中学生に周知することで」に。「市内高校への通学の利便性の向上を図る」を追記	施策の方向性の「高等学校のPR」は「市内外」へ変更し、高校の魅力の周知に努めます。また、「高校への通学の利便性の向上」を追加します。教育委員会として、交通事業者へ市内高校の通学手段等の現状を訴え、改善が図れるように努めます。
13	5	2	3	P81	「西海市市史発行の編算事業」は、西海市民のふるさと学習教材として郷土史、町史を総括する重要な発行物となると捉えると、郷土史の項目を設ける必要があるのではないか。	市史の発行にあたっては、歴史や文化・民俗だけでなく、地質、地形、生物や人口、政治、産業、福祉など幅広い分野で編纂され、携わる人員や時間も多大に要するものと理解しております。教育委員会が関わる分野につきましては資料収集やデータベース化に努めてまいります。教育振興基本計画への記載は見送らせていただきたいと思います。

(1) 市に関する基本データ

①西海市の人口構造の推移

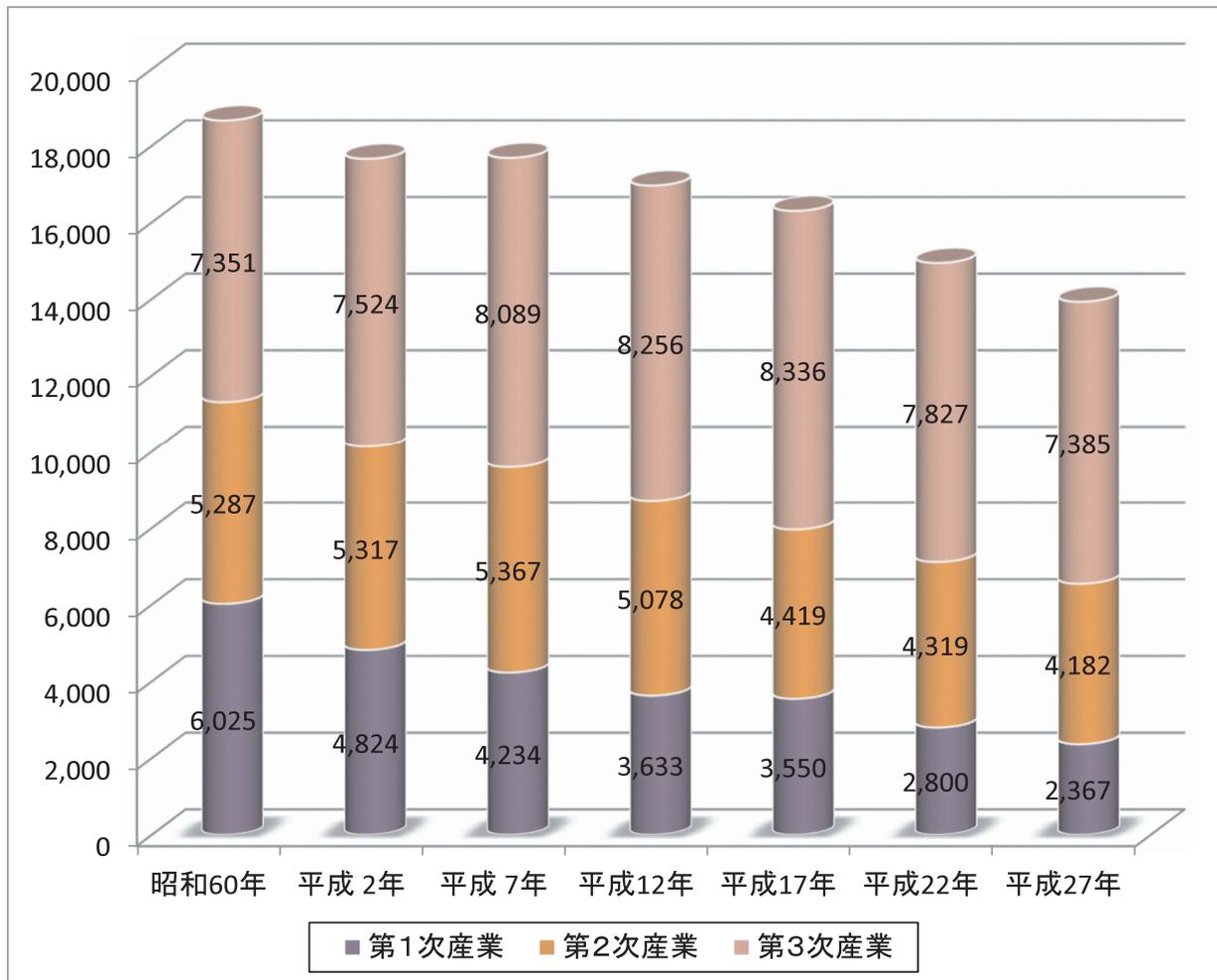


※H17に5町合併により
西海市が誕生



(1) 市に関する基本データ

②産業別就業人口



調査年	人口	就業人口	就業率	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
					構成比		構成比		構成比
昭和60年	39,670	18,667	47.06%	6,025	32.3	5,287	28.3	7,351	39.4
平成2年	37,610	17,722	47.12%	4,824	27.3	5,317	30.1	7,524	42.6
平成7年	36,327	17,744	48.85%	4,234	23.9	5,367	30.3	8,089	45.7
平成12年	35,288	17,018	48.23%	3,633	21.4	5,078	29.9	8,256	48.7
平成17年	33,422	16,311	48.80%	3,550	21.8	4,419	27.1	8,336	51.1
平成22年	31,176	14,946	47.94%	2,800	18.7	4,319	28.9	7,827	52.4
平成27年	28,691	13,934	48.57%	2,367	17.0	4,182	30.0	7,385	53.0

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況 (ア) 公民館 (イ) 文化施設

(令和3年4月1日現在)

区分	施設名	建設年	建物面積	施設内容	備考	
公立公民館	中央館	西彼教育文化センター	昭和59年	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		西海公民館	昭和50年	1,129㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		大島離島開発総合センター	昭和54年	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・視聴覚室・和室	公民館類似施設
		崎戸中央公民館	昭和55年	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	
	地区館 (校区公民館3、地区公民館7)	大瀬戸コミュニティセンター	昭和52年	1,481㎡	大会議室・第1第2娯楽室・技術研修室・生活実習室	公民館類似施設
		大申校区公民館	平成20年開設	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	西彼教育文化センターに併設
		大島公立公民館	平成27年開設	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・和室	大島離島開発総合センターに併設
		崎戸校区公民館	平成20年開設	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	崎戸中央公民館に併設
		崎戸本郷公民館	昭和52年	481㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		江島公民館	昭和50年	316㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所江島出張所と併設
		平島公民館	昭和51年	338㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所平島出張所と併設
		多良地区公民館	昭和59年	849㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
	松島地区公民館	昭和54年	767㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール		
	瀬戸地区公民館	不明	24㎡	会議室	大瀬戸コミュニティセンターに併設	
雪浦地区公民館	昭和56年	788㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール			
文化財等保存公開施設	中浦ジュリアン記念公園	平成13年	1,753㎡	資料展示室・駐車場・トイレ		
	崎戸炭鉱記念公園	平成元年	8,198㎡	展望所・駐車場		
	大瀬戸小田貝塚遺跡公園	平成14年	3,446㎡	猪垣・堀立柱建物跡・休憩所・駐車場・トイレ		
文化会館	大島農村勤労福祉センター	昭和53年	626㎡	ホール・集会室・ステージ・小会議室・ギャラリー		
	大島離島開発総合センター	昭和54年	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・視聴覚室・和室		
	大瀬戸コミュニティセンター	昭和52年	1,481㎡	大会議室・第1第2娯楽室・技術研修室・生活実習室		
	大島文化ホール	平成6年	1,777㎡	楽屋・親子室		
公立図書館(室)	西彼図書館	昭和57年	163㎡	蔵書数：57,723冊		
	西海図書室	平成3年	349㎡	蔵書数：41,562冊	西海歴史民俗資料館内に設置	
	大島図書館	平成3年	677㎡	蔵書数：57,164冊		
	崎戸図書室	昭和55年	44㎡	蔵書数：9,723冊	崎戸中央公民館内に設置	
	大瀬戸図書室	昭和57年	240㎡	蔵書数：35,379冊	大瀬戸歴史民俗資料館内に設置	
博物館類似施設	西海歴史民俗資料館	平成3年	1,141㎡	展示室・保管庫・図書室	西海図書室を併設	
	崎戸歴史民俗資料館	平成元年	671㎡	展示室・会議室・井上光晴文学室		
	大瀬戸歴史民俗資料館	昭和57年	884㎡	展示室・保管庫・会議室・図書室	大瀬戸図書室を併設	

西海市文化財指定状況一覧

(令和3年4月1日現在)

指定区分	種別	件数
国	重要文化財	1
	天然記念物	1
	史跡	1
県	天然記念物	1
	史跡	5
	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	1
市	天然記念物	7
	史跡	14
	有形民俗文化財	3
	無形民俗文化財	4
	有形文化財	5
	合計	44

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況 (ウ) スポーツ施設

地区	施設名	開設年	敷地面積 (㎡)	施設内容	夜間照明
西彼	八木原運動場	昭和47年	5,805	ソフトボール 1面	メタルハライド 4基32灯
	上岳運動場	昭和47年	7,117	ソフトボール ゲートボール 2面	—
	西彼中央運動場	昭和57年	13,891	ソフトボール 野球 2面 1面	水銀灯 7基68灯
	西彼 多目的運動公園	平成8年	24,334	野球 ソフトボール 1面 2面	水銀灯 8基108灯
				テニスコート 2面	メタルハライド 9基12灯
	西彼総合体育館	平成10年	第1アリーナ 1,387 ※フロア面積	バスケットボール バレーボール バドミントン 2面 2面 6面	水銀灯 64灯
			第2アリーナ 312 ※フロア面積	バレーボール バドミントン 剣道 1面 1面 2面	水銀灯 16灯
			武道場 522	柔道場 2面	水銀灯 39灯
トレーニング室、リハビリ室 123				蛍光灯 60灯	
白似田運動場	—	6,190		水銀灯	
白似田体育館	昭和53年	738	バレーボール バスケットボール 1面 1面	水銀灯	
西海	西海 スポーツガーデン	平成5年	テニスコート 1,895	テニスコート 練習コート 2面	メタルハライド 6基20灯
			ゲートボール場 2,010	屋根付ゲートボール場 2面	—
			多目的運動場 18,128	ソフトボール 軟式野球 ラグビー サッカー 陸上 300mトラック 2面 1面 1面 1面	水銀灯 8基128灯
			アスレチックス場 1,947		
			体育館 2,043 ※フロア面積	バスケットボール バレーボール バドミントン 1面 2面 4面	水銀灯 48灯
	西海北運動場	昭和54年	多目的運動場 19,015	陸上競技 野球 ソフトボール サッカー 1面 2面 1面	水銀灯 5基40灯
			テニスコート 1,332	テニスコート 2面	—
	太田和運動場	昭和58年	多目的運動場 14,244	野球 ソフトボール 1面 2面	水銀灯 40灯
			ゲートボール場 700	ゲートボール 2面	—
	西海相撲場	—		土俵 1面	蛍光灯 16灯
西海南体育館	昭和53年	627 ※フロア面積	バスケットボール バレーボール 1面 1面	水銀灯 14灯	

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況 (ウ) スポーツ施設

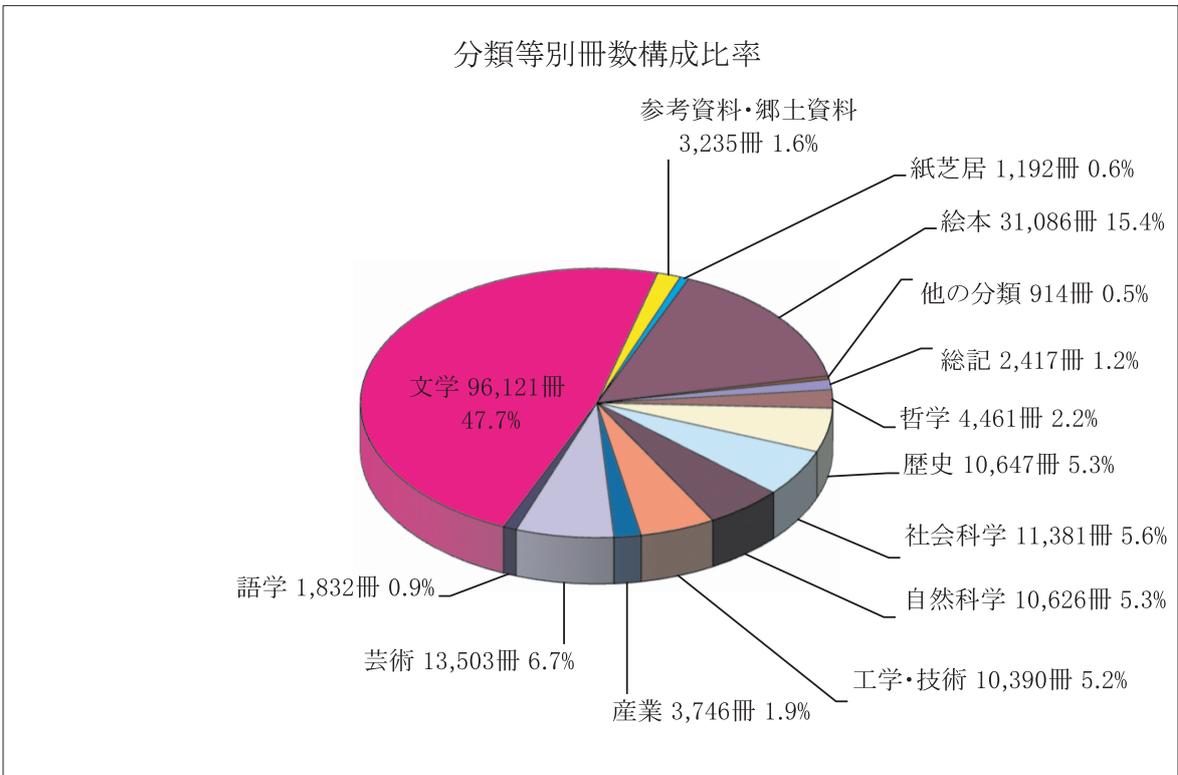
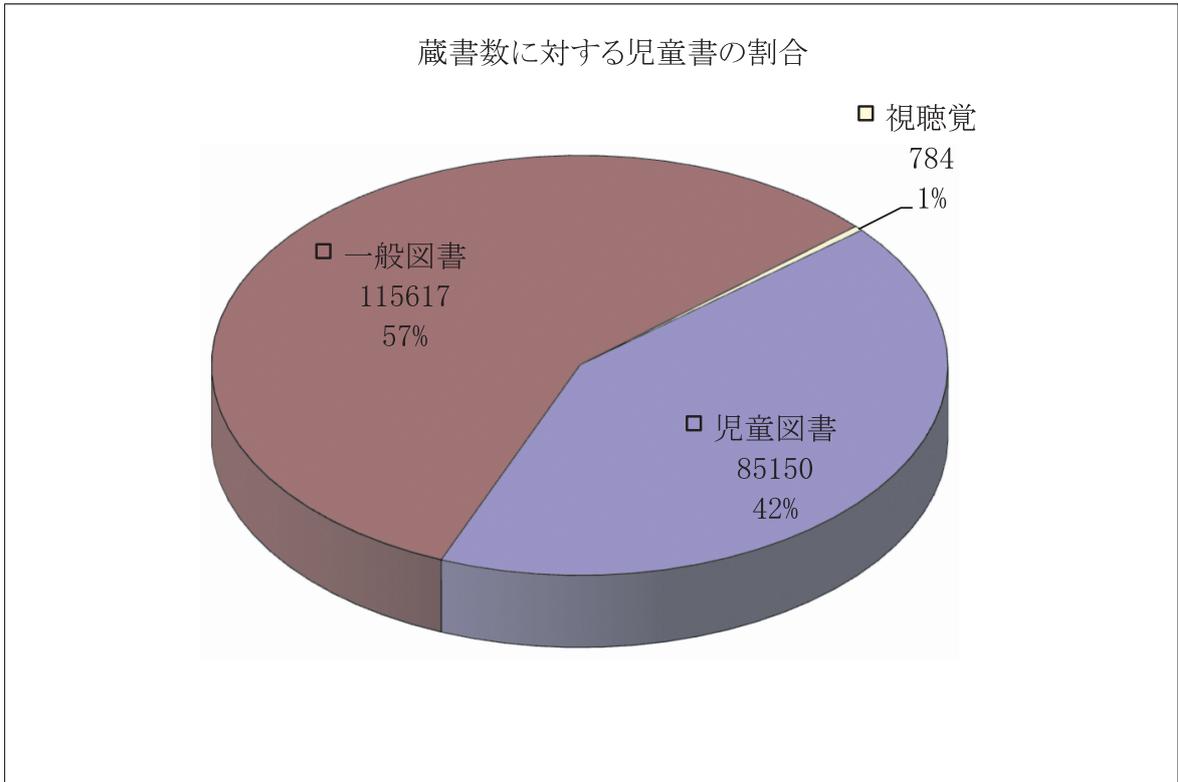
地区	施設名	開設年	敷地面積 (㎡)	施設内容	夜間照明
大島	大島運動公園	昭和50年	運動場 8,550	軟式野球 1面 ソフトボール 2面	水銀灯 8基115灯
			ローンボール場 408	ローンボール 1面	—
	大島武道館	昭和59年	400	剣道場 1面 柔道場 1面	水銀灯 28灯
	大島プール	昭和58年	575	大プール 25m×15m 7コース 小プール 20m×10m	—
	大島西面体育館	昭和58年	505 ※フロア面積	バレーボール 1面 バスケットボール 1面	水銀灯 17灯
	大島体育館	平成25年	1,138 ※フロア面積	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 6面	水銀灯 32灯
	大島若人の森 総合運動公園	昭和57 ~63年	野球場 11,427	硬式野球 1面	LED 10基20灯
			陸上競技場 18,000	陸上競技 400mトラック ラグビー 1面 サッカー 1面 アメリカンフットボール 1面	水銀灯 4基16灯
			多目的広場 12,250	ソフトボール 1面	—
		平成6年	室内練習場 441	野球、ソフトボール	蛍光灯
崎戸	崎戸総合運動場	昭和54年	運動場 10,914	ソフトボール 2面	水銀灯 4基74灯
			ゲートボール場 660 テニスコート 1,444	屋内ゲートボール 2面 テニスコート 2面	
		平成5年	体育館 1階 1,698 2階 1,302 395	バドミントン 6面 バレーボール 2面 柔道・剣道 4面 ランニングデッキ1周140m	水銀灯 24灯
大瀬戸	大瀬戸 総合運動公園	昭和60年	大体育室 (50m×35m) 1,750	バレーボール 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 10面	水銀灯 48基192灯
			小体育館 (22m×13.5m) 306	バレーボール 1面	水銀灯 12灯
			トレーニング室 120	体力診断テスト、用具一式、 トレーニング器機 15台	蛍光灯 32灯
			陸上競技場 400m×トラック 17,230	陸上競技 8コース アンツーカー	水銀灯 6基9灯
			サブグラウンド 11,227	軟式野球 1面 ソフトボール 2面 サッカー 1面	水銀灯 8基64灯
			テニスコート 4,816	テニスコート 5面	LED 12基40灯
			多目的芝生広場		蛍光灯 9灯
		平成14年	弓道場「碧水館」 334	弓道 5立	蛍光灯 34灯
平成23年	屋内プール 1,078	大プール (25m×7コース) 幼児プール	水銀灯 18灯		

地区	施設名	開設年	敷地面積 (㎡)	施設内容	夜間照明
大瀬戸	多以良運動場	昭和54年	6,500	ソフトボール 1面	水銀灯 6基32灯
	多以良体育館	昭和57年	684	バレーボール バスケットボール 1面 1面	水銀灯 16灯
	雪浦運動場	昭和54年	7,014	ソフトボール ゲートボール 1面 1面	—
	松島運動場	昭和56年	4,586		—
	松島体育館	昭和56年	684	バレーボール バドミントン 1面 2面	水銀灯 16灯
	幸物運動場	昭和36年	3,471		水銀灯 3基9灯
	幸物体育館	平成7年	483	バレーボール バドミントン 1面 1面	水銀灯 14灯

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況（西海市図書館（室）保有冊数状況）

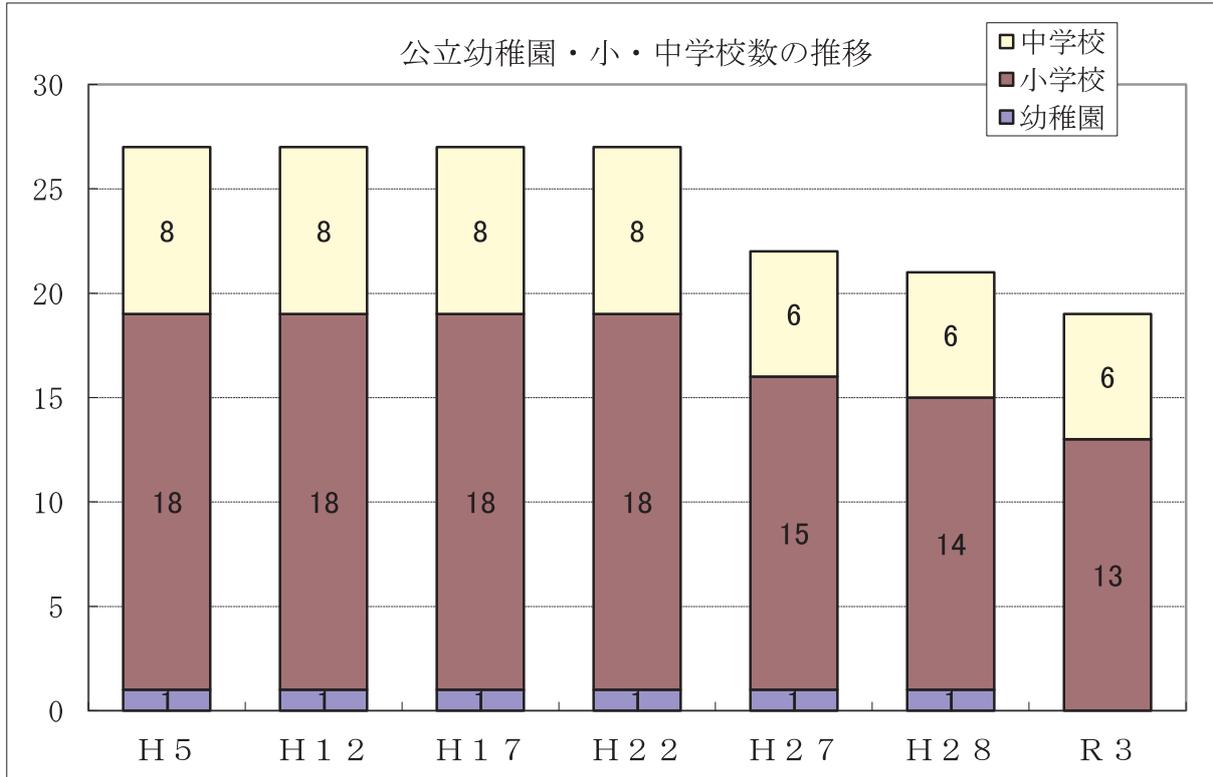
（令和3年4月1日現在）



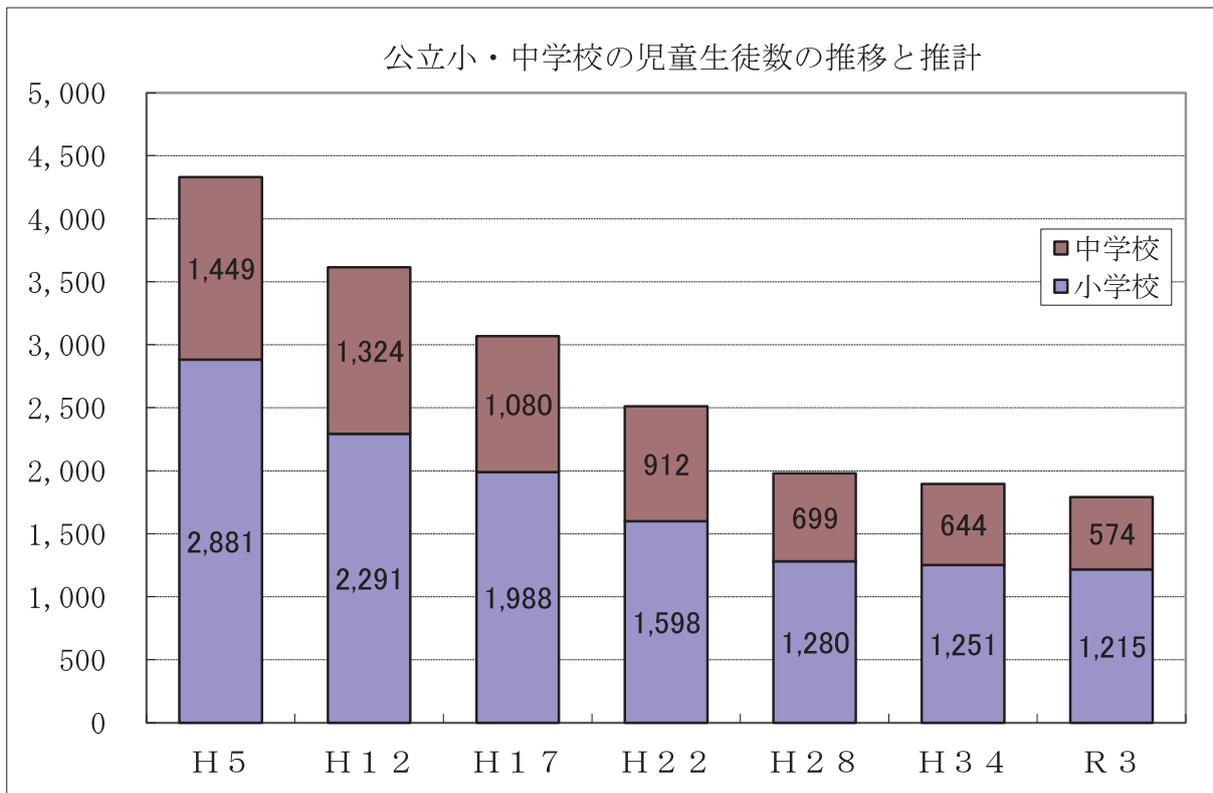
(2) 学校に関する基本データ

①学校数

(令和3年5月1日現在)



②児童生徒数



(2) 学校に関する基本データ

③教職員数 (令和3年度)

※教員・養護教諭には、産休・海外派遣等含む (講師・養護助教諭含)

(令和3年5月1日現在)

小学校	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
1 ときわ台	1	1	15	1	1	19
2 大串	1	1	11	1		14
3 西彼北	1	1	12	1		15
4 西海東	1	1	11	1	1	15
5 西海北	1	1	11	1		14
6 西海	1	1	11	1		14
7 大島西	1	1	5	1		8
8 大島東	1	1	18	1		21
9 崎戸	1	1	6	1		9
10 江島	1		1	1		3
11 平島	1		1	1		3
12 大瀬戸	1	1	11	1	1	15
13 雪浦	1	1	6	1		9
合計	13	11	119	13	3	159

中学校	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
1 西彼	1	1	17	1		20
2 西海	1	1	15	1		18
3 大崎	1	1	12	2	1	17
4 江島		1	5		1	7
5 平島		1	5			6
6 大瀬戸	1	1	11	1		14
合計	4	6	65	5	2	82

小中学校	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
合 計	17	17	184	18	5	241

(2) 学校に関する基本データ

④高等学校への進学先

市内中学校名	進学先等	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西彼中学校	西彼杵高校	10	4	1
	西彼農業高校	15	10	12
	大崎高校	1	3	3
	佐世保市内の高校	5	16	17
	長崎市内の高校	20	17	23
	その他	10	11	12
	小計	61	61	68
西海中学校	西彼杵高校	3	4	3
	西彼農業高校	16	12	4
	大崎高校	0	2	3
	佐世保市内の高校	38	25	28
	長崎市内の高校	5	2	1
	その他	5	9	8
	小計	67	54	47
大崎中学校	西彼杵高校	2	0	4
	西彼農業高校	0	1	0
	大崎高校	24	16	20
	佐世保市内の高校	9	11	10
	長崎市内の高校	6	6	6
	その他	7	8	2
	小計	48	42	42
江島中学校	西彼杵高校			
	西彼農業高校			
	大崎高校			
	佐世保市内の高校			
	長崎市内の高校			
	その他			
	小計			
平島中学校	西彼杵高校			
	西彼農業高校			
	大崎高校			
	佐世保市内の高校			
	長崎市内の高校			
	その他			
	小計			
大瀬戸中学校	西彼杵高校	13	11	13
	西彼農業高校	3	3	1
	大崎高校	0	0	0
	佐世保市内の高校	2	4	3
	長崎市内の高校	8	10	13
	その他	2	2	3
	小計	28	30	33

(3) 教育財政に関する基本データ

①本市の財政状況

平成27年度及び平成30年度から令和2年度までの決算状況

(単位：千円)

区 分		平成27年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	歳入総額	22,600,822	22,768,698	24,022,704	28,628,480
2	歳出総額	21,494,052	21,747,621	22,773,131	27,449,615
	うち教育費	1,585,462	2,158,166	1,884,399	2,080,096
3	歳入歳出差引額	1,106,770	1,021,077	1,249,573	1,178,865
4	翌年度へ繰り越すべき財源	220,720	149,293	195,076	335,725
5	実質収支	886,050	871,784	1,054,497	843,140
	実質収支比率 %	6.6	7.0	8.5	6.8
6	単年度収支	113,847	△ 10,342	182,713	△ 167,673
7	積立金	631,994	437,355	430,652	505,464
8	繰上償還金	93,867	1,119,017	1,000,120	985,566
9	積立金取り崩し額	0	320,328	503,309	235,805
10	実質単年度収支	839,708	1,225,702	1,110,176	1,087,552
財 政 指 標 等					
11	基準財政需要額	10,108,798	10,494,452	10,860,750	11,114,293
12	基準財政収入額	3,374,645	3,109,581	3,187,246	3,268,527
13	標準財政規模	13,456,246	12,438,608	12,373,770	12,424,616
14	財政力指数	0.38	0.31	0.30	0.29
15	経常収支比率 %	78.9	84.8	87.7	83.6
16	実質公債費比率 %	1.4	△ 1.4	△ 2.1	△ 2.8
17	積立金現在高	14,998,499	16,071,709	15,701,566	15,748,550
	財政調整基金	2,285,928	3,065,001	2,992,344	3,262,003
	減債基金	2,830,958	1,180,927	780,878	295,385
	その他特定目的基金	9,881,613	11,825,781	11,928,344	12,191,162
18	地方債現在高	21,511,716	20,047,426	20,341,163	20,616,442
19	債務負担行為額	5,436,170	5,577,785	4,931,500	5,449,543

※ 上記の数値については決算統計上の数値を表記しています。

②一般会計に占める教育費の割合

平成27年度及び平成30年度から令和2年度までの教育費決算状況とその割合 (単位：千円)

区 分		平成27年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
2	歳出総額	21,429,912	21,716,766	22,745,686	27,465,979	
	教育費	1,587,878	1,983,345	1,887,335	2,082,431	
	教育費の占める割合 %	7.41	9.13	8.30	7.58	
	内 訳	教育総務費	311,476	484,969	301,485	327,700
		小学校費	293,579	390,188	572,848	709,948
		中学校費	250,647	293,046	203,475	234,696
		幼稚園費	36,389	41,654	48,691	28,848
		社会教育費	260,275	300,888	290,043	316,464
		保健体育費	435,512	472,600	470,793	464,775

※ 上記の数値については西海市一般会計歳入歳出決算書の数値を表記しています。

③教育予算の状況

令和3年度当初予算の科目別明細

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	うち一般財源
教育費		1,974,883	1,267,863
	教育総務費	382,240	287,781
	教育委員会費	1,827	1,827
	事務局費	343,052	263,688
	教職員住宅費	15,247	152
	外国青年招致費	22,114	22,114
	小学校費	665,542	250,673
	学校管理費	144,542	144,243
	教育振興費	127,070	92,948
	学校建設費	393,930	13,482
	中学校費	178,925	140,995
	学校管理費	62,087	61,768
	教育振興費	109,249	78,838
	学校建設費	7,589	389
	幼稚園費	10,904	4,061
	幼稚園費	10,904	4,061
	社会教育費	339,456	261,371
	社会教育総務費	150,896	134,630
	公民館費	68,713	37,165
	文化財保護費	18,026	12,620
	図書館費	49,118	40,819
	文化施設管理費	52,703	36,137
	保健体育費	397,816	322,982
	保健体育総務費	80,501	42,578
	体育施設費	98,933	87,222
	学校給食費	218,382	193,182

※ 令和3年度当初予算は、骨格予算のため6月補正（肉付け補正）を反映した予算を計上しています。

教育基本法

(平成18年12月22日法律第120号)

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附則

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。